

令和7年 第1回  
川西市教育委員会（臨時会）議事日程表

会議日時 令和7年1月9日（木） 午後3時から  
場 所 川西市役所 4階 庁議室

日程 番号	議 案 番 号	付 議 事 件	備考
1		議事録署名委員の選任	
2	議案第 1号	（仮称）川西市立学校のあり方基本方針（案）に係る意見提出手続結果について	

令和7年 第1回

川西市教育委員会（臨時会）議案書

川西市教育委員会

- 議案第 1 号 (仮称) 川西市立学校のあり方基本方針 (案) に係る意見提出  
手続結果について

## 議案第 1 号

(仮称) 川西市立学校のあり方基本方針(案)に係る意見提出手続結果について

(仮称) 川西市立学校のあり方基本方針を策定するにあたり、別紙のとおり実施した意見提出手続結果について、川西市教育委員会事務処理規則(昭和42年川西市教育委員会規則第13号)第10条第5号の規定により議決を求める。

令和7年1月9日提出

川西市教育委員会

教育長 石田 剛

### 提案理由

(仮称) 川西市立学校のあり方基本方針を策定するにあたり、川西市参画と協働のまちづくり推進条例第9条の規定に基づき実施した意見提出手続について、提出された意見に対する教育委員会としての検討結果を決定する必要があるため本案を提出する。

# (仮称)川西市立学校のあり方基本方針(案)に係る

## 意見提出手続結果

- 1 意見募集期間 : 令和6年11月18日(月)～令和6年12月17日(火)
- 2 意見提出人数 : 58人
- 3 意見提出件数 : 79件
- 4 提出意見については別紙のとおりです。  
お寄せいただいた意見は、それぞれの項目に分類し記載しています。  
ただし、個人等が特定される箇所や内容が募集対象に合致しない意見については、記載していない場合があります。
- 5 意見提出者の氏名については、個人が特定されないことがないよう、  
A～BFのアルファベット表記に変えて「提出者欄」に記載しています。

(仮称) 川西市立学校のあり方基本方針(案)に係る市民意見と市の検討結果

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
1	全体	川西市立学校のあり方基本方針案は、川西の人口減少動向をふまえて、川西市公共施設総合管理計画にもとづいて、川西の学校教育施設の統廃合をすすめるために、学級編成基準をさだめ、単学級になる場合に学校統廃合を検討するという方針を定めたもの。しかも小中一貫教育を導入するというところまで入れ込んでいます。つまり、学校統廃合をすすめるための基本方針になっているのではないですか。	この基本方針は、教育大綱に基づき、審議会において子どもたちの学びにふさわしい教育環境について議論を重ねた上で作成しました。学校規模等に関する基準や方向性を示し、今後の川西市の学校のあり方を検討する際の指針となるものです。その中で、望ましい学校規模を実現するための一つの案として学校の統合を定めております。	A-1
2	全体	子どもにとって楽しく主体的に学びたいという学校になっているのか、不登校のことも増えてきているのはなぜかなど、子どもの教育の現状と課題について多面的に議論を深める必要があったのではないのですか。学校統廃合へ導くための議論になっていませんか。	この基本方針は今後のより良い教育環境作りに向け、特に学校規模に焦点を当てて作成したものです。不登校等に関してはここでは記載しませんが、ご意見として賜ります。	A-6
3	全体	学校教育法施行規則は、標準学級数は地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでないとしているのですから、川西市の小学校中学校すべてで、事情を具体的に検討するべきではありませんか。	この基本方針は、川西市全体の方針を定めるものであり、特定の地域に限定したものではありません。個別具体的な事情を検討するものではありません。検討の基準の対象となった学校については、地域の皆さまと一緒に、今後の学校について、具体的な検討を進めていくことになると考えています。	A-9
4	全体	全部の資料を読み込めていないが、この会議について初めて知りました。ミマモルメでは配信はありましたか？会議メンバーには、保護者が入っていませんがホームページ以外で検討していることを公表しているのでしょうか。たまたま、ホームページを見てしましましたが、小学校は統合になっても、通えるとは思いますが、中学校は7校しかないのに、統合ではなく、校区変更になるのかとは思いますが、今でさえ校区外から通う生徒の送迎車が多いです。最低限、この検討会、パブリックコメントについては、ちゃんと、保護者、地域にホームページではなく伝えるようにするべき。たまたま、別件で閲覧して見つけた項目です。ミマモルメでお知らせするべき内容ではないでしょうか。	今回のパブリックコメントに関しましては、保護者や地域の皆さまから、広くご意見をいただくために周知は以下のように実施しました。 ・広報誌(11月号) ・ホームページ(11/18～12/17) ・各公民館などでの閲覧(11/18～12/17) ・ミマモルメやSNS等での通知(12/5) また、審議会委員に關しましては、様々な視点で議論を行いたいという思いから、子育て支援の活動などで幅広く活動されている2名の保護者を選出してあります。 また、この基本方針では、通学距離に関しても記載をしており、中学校の校区変更などを検討することになった場合は、地域の皆さまのご意見を伺い、それを十分に考慮していきたいと考えております。	D-1
5	全体	私自身は娘達も大人になっていますが、孫が川西に産まれています。知人のお孫さん達もたくさん居ます。この際、学校を統合して半分からいかに減らして先生達は減らず濃厚な学校生活が送れるようにして欲しいです。減らした分の費用でスクールバスを走らせて停泊所は現在ある学校にして欲しいです。(今までは今でも通学出来ているから)たくさんさんの仲間の中でたくさんさんの先生方と一緒に生活出来る川西市となると、近郊の方々から「川西市は教育をしっかりしてるから、環境もいい地域住民の方も安心！家が建てるから住みたいな！」と思ってもらえる川西市になればいいと思います。空き家問題高齢者が多いニュータウンをたくさん抱えている川西市ですから若い世代の方々に移住してくださる活気のある川西市に！と毎日思っている生活しております。色々な問題はまず川西市の新しいまちづくりから始まります。	この基本方針は、子どもたちの学びを保障し、質の高い教育を実現するため、学校規模に焦点を当てて議論を重ねた上で作成したものです。ご意見のとおり、川西市が子どもたちにとってより良い教育環境となるよう努めてまいります。また、通学手段については、学校の統合などによって通学距離や通学時間が他の学校と比べて過度な負担となる場合、状況に応じて公共交通機関の利用やスクールバスの導入など合理的な手法を検討します。	F-1
6	全体	子供は3人いて、3人目は大阪に行かれました。私立中学です。そうゆう事です。そうなりますよね。	川西市では児童生徒数が減少し、学校の小規模化が続く傾向にあります。そのため、子どもたちの学びを保障し、質の高い教育環境の整備に向けて、この基本方針を作成しました。今後も、より良い教育を実現するために努めてまいります。	H-1
7	全体	基本的には質の高い教育を受けることができることはいい方針だと思っています。ただ、昨今ニュースにもなるいじめについて、自分の子供が加害児童、被害児童にもなりうる中で、どのような受け皿があるのか、子供達の命が無駄に異なることのない、安心して子育てのできることも盛り込んでもらえるといいなと思います。正直命を落とすことになってきたのが異常だとは思いますが時代の流れ、環境の変化などもあるでしょうが、それでも命を無くすことだけは絶対に避けるべきだと思います。	この基本方針は今後のより良い教育環境作りに向け、特に学校規模に焦点を当てて作成したものですので、いじめに関することについてはこの方針には記載しませんが、各学校において、生活アンケートを実施したり、教育相談週間を設けたりするなど、子どもたちの実態を把握するよう取り組んでいるところです。子どもたちにとって安全で安心できる学びの場となるよう教育活動を進めてまいります。	L-1
8	全体	息子が通っていますが、今の小学校はクラス数が少なすぎるので早期に統合してほしいです。運動会や音楽会などのイベントも非常に小規模ですし、音楽会も自分たちの出番以外は授業を受けるなど参観日の延長のようになっており思い出にすらならないように感じます。統合してクラス数を増やし、クラス間の競争やライバル視などを取り戻して欲しいです。数年前には清和台小学校と清和台南小学校の統合の話が出ていたのに地域住民の反対で立ち消えたと記憶しています。児童もいない地域住民の声と、児童や児童の保護者の意見を優先して欲しいです。小学校は地域住民のためではなく児童のためのもではないのでしょうか。通学が遠くなる児童がいることもわかりますが、多くの児童は、今でも遠くから通っている児童と同程度に取まると思っています。今でも遠く児童のサポートだけで済むはずですが、費用はかかりますが統合して減る費用で分潤しているのではないのでしょうか。今も児童は成長し続けており、小学校に通う時間は日々減っていきま。小学校の思い出、成長を最大限にできるように小学校の統合を早期に実現してください。	この基本方針では、「子どもの学びの場」という本来の学校の機能を第一に考えて検討を進めていきます。教育委員会としても、義務教育段階の学校では、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することが重要であると認識しています。そのため、一定の集団規模を確保することも質の高い教育につながるかと考えています。一方で、学校が地域にとって重要な役割を果たしていることも認識しています。今後の学校のあり方を検討する際には、保護者をはじめとする地域の皆さまに向けて説明会を開催し、丁寧に説明いたします。地域の皆さまに円滑にご理解いただけるよう、協議の方法についても共に考えてまいります。	R-1
9	全体	二章にある学校老朽化の現状見てたら、作る時に老朽化するのはわかっていた事です。その後1990年頃から少子化が社会問題になっているのに、今の現状こうですすじやなくて、30年近く教育委員会や市が対策として具体的にしてきた事を記載して下さい。三章の(2)学校統合校区変更の部分ですが、以前陽明小と緑台は統合の話出ていて白紙になりましたよね。平野三丁目も多田東小に校区で、東畦野一丁目(一の島屋)は東谷小学校が校区ですが、どちらも緑台小学校の方が近いです。実際に校区決めてる人達は通学路ちゃんと歩いたんかな？と学校へ通っていたはずと昔から思っていました。白紙になったのは机上で考えて地域や保護者の意見ただ聞いてるだけであげず他人事みたいにどんどん推し進めたからではないですか。先生の仕事量についても、時代の流れで教育も変わっており昔と当然違うと思いますが、小学校、中学校の教員が大変な事は今に限った事では無く、それも承知の上で先生方がご自分で選んだ仕事でしょう。昔に比べたら子供が減ってるのに対して仕事量ばかり増えてるなら、家庭訪問、会計作業、保護者の対応、PTAの教員がやらなくても良い仕事自体を川西市は減らしてるのでしょうか？まず何が先生の負担となっているのか、そういった事を軽減するためにどんな事を教育委員会や市が取り組んでるのかを保護者の大半が周知してないと感じます。小中一貫教育についてですが、耳障りの良いメリットばかりが案には書かれていますが、一貫になると高学年の卒業の達成感や行事でのリーダーシップや自主性を養う事、クラス替えがあるとも9年ほどずっと同じ様な人間関係でただでさえ学校と言う狭い世界の中で逃げ場が無くする事、低学年と思春期の中学生では成長過程(6年生でも体格差があるのに)に差があり、同じ空間で過ごす事で良い影響ばかりとは言えず悪影響を与える可能性もある事、地域に合わせた教育とありましたが途中で中学受験したり人間関係が辛くなって隣の校区の別の中学に行きたいとなった場合はどうするか、小学校で中学の内容を関連づけた学習するのはまだわかりますが、中学で小学校の学び直して何ですか？小学校できちんと学んで理解してる場合、重複する内容になりませんか。そう言う様々な小中一貫にした場合のデメリットについても考えて記載して下さい。先日決定された中学の部活の地域移行も部活と言うより、ほび習い事ですよね。募集だけでなく地域で指導してくれる方を探すコーディネーター等はいなかったのかと思ってました。美術部はどの中学校も部員いるのに地域移行したら無くなるのかとか、そんな部活やりたいて子供達が自主的に立ち上げる事は出来ないのかとか、今回の案にしても色々打ち出し資料はHP載せてるしミマモルメでお知らせ配信して書いてるから各々読んでいてね、こっちは告知はしてるからねって一方通行の不親切な感じや、市がやろうとしている事は毎回わかり難いです。	老朽化対策を含む施設管理としましては、学校施設の目標使用年数を60年から80年として、大規模改修を実施しながら、施設の維持管理を行っています。また、校区については、必要に応じて校区審議会を開催し、校区の見直しを検討しています。川西市では、現在、隣接校区選択希望制度なども適用しており、通学距離などにも弾力的に対応しております。また、教員の仕事量に関しては、学校現場とも連携をとり、業務のICT化などを進めることで、学校事務の効率化に取り組み、教員が子どもと向き合う時間の確保に努めております。また、小中一貫教育に関しては、ご意見のとおりデメリットも考えられ、審議会でも議論しております。小中一貫教育は、学校規模や施設面とも密接に関係しており、特に小規模校に導入することで教育効果が大きいと考えています。学年の人数が少ない場合、複数の学年が同一施設内にあることで、多様な関わりができると考えています。学び直しに関しては、小学校の学習内容の定着が難しい生徒に対して、小学校教員による補充授業を選択制で実施することも考えられます。小中一貫教育の学校では、カリキュラムの柔軟な編成が可能であり、小中の教員のスムーズな連携によって、子どもたちに寄り添った教育を実施することができます。また、保護者や地域の皆さまへのお知らせの方法に関しても、今後さらにご理解いただけるよう検討していきます。	S-1

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
10	全体	<p>少子化で子どもが減っていますが、校区が変更になると、学校まで遠くなる子どもも出てくるのではないかと思います。人数が少なくても仕方ないと思います。うちの子は多田小学校ですが、子ども達の人数は減っているのに、学童待機の子もいます。学童も入れないかもしれないので、子育てにもお金がかかるので、少子化なのではないかと思っています。大阪が取り組んでる、私立高校の無償化なども検討して欲しいですし、高校生まで子ども手当が出るようになったのは良いことですが、もうすぐ上の子が高校卒業というタイミングでなくなってしまいました。子育てには人もお金も必要なので、学童保育の充実や手当などを頑張って欲しいと思います。地方に行けば、少ない人数の学校もあるので、統合などせずにこのままがいいと思います。統合して大変になるのは子ども達なので。</p>	<p>川西市としては、児童生徒が多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、一定の集団規模が確保されていることが望ましいと考えています。検討の対象となった学校に対しては、より良い教育環境の実現に向けて、通学距離等も考慮しながら、保護者や地域の皆さまと話し合いを進めていくことにしております。</p> <p>また、この基本方針は今後のより良い教育環境作りに向け、特に学校規模に焦点を当てて作成したものですので、学童保育に関してはこの方針には記載しませんが、学校施設を活用した放課後居場所づくり事業などと連携し待機児童の解消を図り、児童の放課後の安全・安心な居場所づくりを進めていくことにしております。</p>	T-1
11	全体	<p>全体的に、具体案がなく、分かりづらい。目指すところは、わかった。では、具体的にどんな取り組みを進めていくのか？まずは、何からはじめるのか？1つでも2つでも良いので、これをする！という具体案を示してほしい。また、統廃合をする際は児童・保護者に大きな負担がいく。スクールバス検討など身体的な面、費用面などで個人に負担がいかないように慎重に行なって欲しい。ただ、小規模校が進み、学校の人手では十分な体制がとれない状況になってきている学校もあると聞いている。学校規模で教員の数は決まるため、小規模校では児童をサポートする十分な教員数が配置しづらい。地域の声に耳を傾けると共に、学校現場の現状から適切な判断をしてほしいと、考える。</p>	<p>ご意見のとおり、学校のあり方を検討する際には、通学距離や地域との連携など、様々な留意事項が生じることを認識しておりますが、今回は、川西市全体の方針を定めるものであり、特定の地域の具体案を示すものではありません。</p> <p>具体案については、検討の基準の対象となった学校ごとに、その地域の皆さまと一緒に様々な事項の具体案を協議し、検討を進めていくことになるかと考えています。また、学校現場の現状につきましては、この基本方針の作成にあたって、校長の意見を聞きながら作成しておりますし、今後も学校の現状も踏まえて検討を進めてまいります。</p>	U-1
12	全体	<p>まず、子供の人口を増やさないことには小規模化は解決しないかと。明石市のように子育てに手厚い市になってほしい。公園の整備もまだまだだと思いますし、子育て世代の転入者を増やすところから始めてほしい。</p>	<p>この基本方針は今後のより良い教育環境作りに向け、特に学校規模に焦点を当てて作成したものですので、人口政策等についてはこの方針には記載しませんが、本市の第6次川西市総合計画では、基本姿勢として、『まず「子どもの幸せ」から始める』を柱の一つとして位置づけ、子育てや教育分野に重点を置いた施策を進め、近年の本市の子育て世帯（30歳代、0～9歳）の転入転出の状況を見ると、転入の方が多い状況となっており、子育て世帯に選ばれた自治体となっています。</p> <p>一方で、日本全体を見たときに、自治体間での人口の取り合いを目的とした施策展開は本市のめざしているものではありません。本市の限られた資源を最大限活用し、まちの魅力を高めることが今、本市で最も重要な考え方であると認識しています。この考え方に基づき、施策を進めることで、結果として、子育て世帯をはじめ市民一人ひとりに住み続けたいと思ってもらえるようなまちづくりをめざしています。</p>	K-1
13	全体	<p>学校のあり方については小規模になってしまうのであれば小中一貫になってもそうでなくてもいい環境で学べばいいと思うのですが、部活もどのような形であれば既存のものを継続できるか検討せず、一斉にほとんど部活がなくなり、地域移行を無理に進めたり、小中の体育大会の内容なども、どんな規模が縮小され内容も消滅的に、昔のように連合体育大会などがなくなり、川西市で子育てしても子供にとっても保護者にとっても楽しみがなくなっている現状で他の市の方がよっぽど魅力に感じます。</p> <p>学校として小規模になっていくことへの対策を考えるのは時代としてしょうがないですが、どうすれば子育て世帯が集まり、人口が増え、楽しい市になるかを考えてほしいです。イベントばかりでなく学校単位でも考えてほしいです。</p>	<p>この基本方針は今後のより良い教育環境作りに向け、特に学校規模に焦点を当てて作成したものですので、人口政策等についてはこの方針には記載しませんが、本市の第6次川西市総合計画では、基本姿勢として、『まず「子どもの幸せ」から始める』を柱の一つとして位置づけ、子育てや教育分野に重点を置いた施策を進め、近年の本市の子育て世帯（30歳代、0～9歳）の転入転出の状況を見ると、転入の方が多い状況となっており、子育て世帯に選ばれた自治体となっています。</p> <p>また、ご意見のように、学校単位での取り組みといった地域での賑わいの創出はまちづくりの根本的な部分で大変重要なことであると捉えており、概ね小学校区を単位としたコミュニティ組織の活動をはじめ、市として積極的に支援しているところです。</p> <p>一方で、日本全体を見たときに、自治体間での人口の取り合いを目的とした施策展開は本市のめざしているものではありません。本市の限られた資源を最大限活用し、まちの魅力を高めることが今、本市で最も重要な考え方であると認識しています。この考え方に基づき、施策を進めることで、結果として、子育て世帯をはじめ市民一人ひとりに住み続けたいと思ってもらえるようなまちづくりをめざしています。</p>	G-1
14	全体	<p>私は、1973年小学校6年の時に市北部の住宅地域に転居してきました。人口増加が著しく小中学校の分割を体験した世代です。就職などで市を離れましたが、数年前に同じ住宅地に戻ってきました。そのため市北部の住宅地を見た立場から意見を述べます。（南部のことはよくわかりません。）</p> <p>本件は市内の若年人口の減少に伴う、小中学校の統廃合を見据えたものと推察しますが、以下の問題点があると思います。</p> <p>まず「基本方針」は学校運営の立場でしか議論されておらず、本来は人口政策、産業政策、道路整備など他の様々な市政運営全体の立場から総合して議論すべきであると思います。</p> <p>私の住む住宅街では高齢化が進み空き家が増えていますと同時に、若い世代を呼び込む可能性も秘めていると考えます。周囲を見回すと、若い世帯も徐々に増え小な子供すずれの家族も見られますが、小学校以下の幼児教育を担当すべき市立の幼稚園の閉園がつきまじり家を探す若い世代にとって街の魅力が減少しているように思います。ただ、私立の幼稚園などは存続しており運営にも問題があった可能性がありす。推測するに、最近では共働き世帯も増えており、そのような世帯は長期休みがある幼稚園は需要が低かったかもしれません。</p> <p>高齢者は相対的に収入が少なく納める税金も少ないですが、共働き世帯が増えれば税収も増え、子供の人口増加も見込まれ学校の統廃合を検討しなくてもよくなる可能性も出てくると思います。</p> <p>現時点で、小中学校の統廃合を決めようと、住宅地としての魅力が下がり人口の低落傾向に歯止めがかりません。</p> <p>また、新名神のインゲアをできてから物流センターの新設が続いており、これから人口が増える可能性があります。正直、これから10年が勝負で現状の傾向を是認するのはなく、人口増に施策を尽くしてその結果をみてから統廃合を進めてもよいと考えます。近隣の池田市、宝塚市、伊丹市などがライバルです。</p> <p>その他気づいた点として、もし統廃合された場合は現状より通学距離は確実に長くなるため、歩道の整備、横断歩道・信号機の増設など通学時の安全対策を「基本方針」に書くべきだと思います。学校の新設が続いた時期は、学校ができるまで長距離登校していた生徒もいましたが当時と比べ車の量が大幅に増えているので。</p>	<p>この基本方針は今後のより良い教育環境作りに向け、特に学校規模に焦点を当てて作成したものですので、ご意見にある人口政策等についてはこの方針に記載していません。</p> <p>一方、人口政策、産業政策等の全体的なまちづくりの方向性については、第6次川西市総合計画において位置づけ、さらに産業ビジョンをはじめ個別分野の計画により具体的な施策展開を記載しています。</p> <p>また、総合計画の中では、基本姿勢の一つに、『まず「子どもの幸せ」から始める』ことを位置づけ、子育てや教育分野に重点を置いた施策を進めています。</p> <p>ご意見のとおり、市内の一部住宅街において、子育て世帯の転入が増えている地域もあり、近年の本市の子育て世帯（30歳代、0～9歳）の転入転出の状況を見ると、転入の方が多い状況となっており、子育て世帯に選ばれた自治体となっています。</p> <p>また、共働き世帯の人口が増え、子どもも増えた場合、学校の統廃合は不要になるとのご意見については、仮に学校を統廃合した地域で子どもが増えることがあったとしても、長期的にみれば、再度学校を新設しなければならない事態が生じるとは考えにくい状況です。そのため、現時点で将来をしっかりと見据え、統廃合を含めた学校規模の検討を行う必要があります。</p> <p>加えて、学校の統廃合を行う際は、地域の実情に応じた特色のある教育を推進することとしており、適切な教育環境の整備により地域や住宅地の魅力が向上するものと考えています。</p> <p>近隣市がライバルであることご意見については、日本全体を見たときに、自治体間での人口の取り合いを目的とした施策展開は本市のめざしているものではありません。新名神や物流センターの開発による人口の増加も重要と考えておりますが、本市の限られた資源を最大限活用し、まちの魅力を高めることが今、本市で最も重要な考え方であると認識しています。この考え方に基づき、施策を進めることで、結果として、子育て世帯をはじめ市民一人ひとりに住み続けたいと思ってもらえるようなまちづくりをめざしています。</p> <p>統合した場合の通学路の具体的な安全対策については、現場の状況に応じた対応となるため、具体的な記載はしませんが、基本方針の第3章2(4)「新しい学校規模に向けた留意事項」ウ「登下校について」の後に安全対策を行う旨を記載しています。また、通学路は、学校、警察、道路部署と合同で登下校時の危険箇所を確認して、安全対策を実施しています。</p>	AT-1
15	全体	<p>方針の中にほとんど、教職員の働き方について、述べられていません。再三述べられている、「質の高い教育」これ、誰が行うのですか、教育の最前線にいる教職員です。AIで行っているわけでもなく、人と人の関わり合いで教育活動が行われています。この教職員の働き方を語らずに、「質の高い教育」はありませぬ。我々人間です。我々教職員が人権と法にのっとった働き方ができる、基本方針を練っていただきたい。まず、勤務時間と児童の登校のこと。</p> <p>勤務開始と登校時間が同じという矛盾を解決したい。多くの教職員は、勤務時間と児童の登校が同じなので、勤務時間前すなわち勤務時間外に出動業務を行うのが当たり前になっている。私は当たり前ではなく、労働基準法違反だと考える。もう一つ、子どもたちが学校にいる間、教職員は休憩も働きます。時間になると8時から15時半まで、ほぼ8時間休憩なしです。これも労働基準法違反。更に、なぜ学校だけ、トイレ掃除を子どもや教職員がしなければならないのか。衛生上でも悪い。子どもがトイレ掃除、うまくできるはずがない。当たり前です。なぜ、業者を入れないのか。市役所の業者をまわすことはできないのか。人間は自分に余裕がない人になんてできないのです。多忙すぎて教員に余裕がなく、教育活動に支障がきます。人身に影響が大です。まだまだ、あるが、学校に人と時間の余裕を。よろしくお願ひします。</p>	<p>この基本方針は今後のより良い教育環境作りに向け、特に学校規模に焦点を当てて作成したものですので、この方針には記載しませんが、指摘されている教職員の勤務時間や児童生徒の登校時間に関しては、学校の判断によって決定するものです。各学校において、それぞれの状況に応じて決定されていると認識しています。また、教育委員会としては、教職員の業務負担を軽減し、各教員が質の高い教育を提供できるように、スクールサポートスタッフを配置するなど、多くの取組みを実施しております。</p> <p>今後も、学校現場と連携として、業務のICT化や業務の見直しなどを進めることで、学校事務の効率化に取り組み、教員が子どもと向き合う時間の確保に努めます。</p>	AV-1
16	第1章 はじめに 1 川西市立学校のあり方基本方針策定にあたって	<p>「切磋琢磨」をすることで一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質という規定は間違っていないと思います。切磋琢磨とは具体的にどのような内容ですか。競い合うことが学校や教育の本質といえるのですか。認め合い、協力しあうと切磋琢磨とは完全にベクトルが違うのです。切磋琢磨とは競争関係を形成することではないのですか。</p>	<p>「切磋琢磨」とは単に競争することではなく、仲間の成長を思い、共に努力しながら自分も共に成長していくことを意味します。そのため、同学年に一定の児童生徒数がある学校の方が、様々な友だちと一緒に学び、多様な考え方に触れ、協力しながら成長することができます。したがって、集団で学び合う環境は必要だと考えています。</p>	A-3

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
17	第1章 はじめに 1 川西市立学校のあり方基本方針策定にあたって	一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくためには、一定の集団規模の確保ではなく、一人ひとりに行き届いた教育を保障するための、少人数教育こそ望ましいものではありませんか。	一定の集団規模が確保できれば、学習形態の選択肢も増え、グループ学習や個に応じた少人数学習など、多様な学習形態が可能になるため、一定の集団規模を確保したうえで、個別の少人数教育の工夫を検討することが重要だと考えています。	A-4
18	第1章 はじめに 1 川西市立学校のあり方基本方針策定にあたって	学校のありかたを「学校規模に焦点をあてて」議論を重ねるのはなぜですか。人口減少と公共施設再編による学校統廃合へ議論を導くための論点設定はまちがっているのではないですか。	義務教育段階の学校では、単に教科等の知識や技能を習得するだけではなく、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けることが重要になります。このように、児童生徒に求められる資質や能力の育成と学校規模が密接に関連していると考えているため、学校規模に焦点を当てて議論を重ねてきました。	A-5
19	第1章 はじめに 1 川西市立学校のあり方基本方針策定にあたって	なぜ学校が学びの場だけではなく、地域にとってのはたしている重要な機能をしっかり議論しなかったのですか。	審議会では、学校が地域にとって重要な役割を果たしていることについても議論を行いました。「子どもの学びの場」だけでなく、学校が果たす多様な役割は認識しています。しかし、すべての機能を考慮して学校のあり方を検討することは難しいため、「子どもの学びの場」としての学校の機能を第一に考えて検討するというご意見をいただいております。したがって、この基本方針では、「子どもの学びの場」という本来の学校の機能を第一に考えて検討していきます。	A-7
20	第1章 はじめに 2 川西市のめざす教育	学級規模、学校規模を検討し、質の高い教育環境の整備としていますが、少人数教育による質の高い教育の検討をなぜ行わないのですか。	学級規模に関しては、義務教育段階の学校の特徴を踏まえると、1クラス20人以上が望ましいという検討結果となりました。20人以上の集団規模が確保できれば、学習形態の選択肢も増え、グループ学習や個に応じた少人数学習など、多様な学習形態が可能になるため、一定の集団規模を確保したうえで、個別の少人数教育の工夫を検討することが重要だと考えています。	A-8
21	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (1) 望ましい学校規模	基本方針が統廃合をすすめるための基準を定めるものになっています。継続して単学級になった場合、なぜ統合の話し合いを行わなければならないのですか。単学級を継続してける教育条件の整備を行うべきではないですか	審議会において、単学級の学校の様々な課題について議論を行いました。現在、単学級の学校では、教員の努力や創意工夫によって望ましい規模の学校と同等の教育が提供されている一方で、クラス替えができないなどの解決が難しい大きな課題が指摘されました。また、教員数が少ないことで、一人ひとりの教員の業務負担が大きくなることも問題となっています。したがって、この基本方針では、継続して単学級となった学校に関しては、これらの課題を共有し、地域や保護者と話し合いを進めていくことにしております。	A-10
22	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (1) 望ましい学校規模	適正な学校規模を下回っていくことからこの方針を出されたと理解している。適正化に向けてはまだまだ年月を要するはずである。すでに下回っている学校に対しては市として対策を講じていただきたい。特に教職員の業務負担の面で、学校規模により大きな差がある。子どもたちとの時間を十分に確保していくには何らかの支援が必要だ。 教員の業務についてもふれられているが、小規模校は本当に大変です。小規模校に勤務しています。一人で学年のことすべてをやらなければなりません。また、学級数が少ないから、一定数を満たさないから、という理由で、音楽や図工専科の先生が打ち切られています。また、少人数校だから、外国語の先生の配置も難しく、打ち切られる年もあります。また、教科担任制をしようとした場合、単学級だと、学年をまたいで教科担任制になり、教師の準備の負担が大きくなっています。小規模校で、教師一人ひとりの負担が大きくなっていう上に、専科などを打ち切られて、教師が専門性が必要な教科まで教えることになっています。これもひとりひとりと向き合う時間が欲しいです。ただでさえ、慢性的な超過勤務がさらに悪化しています。本気で改革して欲しいです。	規模が小さい学校は教職員が少なくなることで、教職員一人の負担が増えることは認識しておりますが、各学校の教員数は、国や県の基準に従って配置されるため、川西市独自の基準を設けることは教員確保など持続可能性の観点から難しいと考えています。そのため、望ましい学校規模を確保し、より良い教育環境に向けて検討したいと考えています。	AW-1
23	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (1) 望ましい学校規模	教職員の業務負担の面で、学校規模により大きな差があります。子どもたちとの時間を十分に確保していくには何らかの支援が必要です。	規模が小さい学校は教職員が少なくなることで、教職員一人の負担が増えることは認識しておりますが、各学校の教員数は、国や県の基準に従って配置されるため、川西市独自の基準を設けることは教員確保など持続可能性の観点から難しいと考えています。そのため、望ましい学校規模を確保し、より良い教育環境に向けて検討したいと考えています。	BE-1
24	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (1) 望ましい学校規模	適正な学校規模を下回っていくことからこの方針を出されたと理解している。適正化に向けてはまだまだ年月を要するはずである。すでに下回っている学校に対しては市として対策を講じていただきたい。特に教職員の業務負担の面で、学校規模により大きな差がある。子どもたちとの時間を十分に確保していくには何らかの支援が必要です。	規模が小さい学校は教職員が少なくなることで、教職員一人の負担が増えることは認識しておりますが、各学校の教員数は、国や県の基準に従って配置されるため、川西市独自の基準を設けることは教員確保など持続可能性の観点から難しいと考えています。そのため、望ましい学校規模を確保し、より良い教育環境に向けて検討したいと考えています。	AY-1
25	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (1) 望ましい学校規模 (2) 学級規模	学校、学級規模について 国の基準以下の児童数配置は難しいと記載されていますが、きめ細やかな対応をしていくためにはやはりクラス編成の人数は少ない方がいいと思います。これから児童数が減っていくことが予想されているので、なんらかの方策を検討して欲しいです。また、教職員の数も「必要に応じて」加配教員を配置するとありますが、ゆとりをもって児童と関わるためには、学校の実情にあった加配を配置する必要があります。国の基準はありますが、子どもたちの未来のためにも、教育への配慮にぜひ重きを置いていただきたいです。 統合について 学校の統合については、決まった時点できちんと先を見通した計画を示して欲しいです。また、このあり方基本方針案にも、「小規模校、大規模校のメリット、デメリット」を比較できるように記載して欲しいです。 これだけ教員不足が深刻になった中、財源確保も大変な課題ではありますが、ぜひ、子どもたちの未来を最重要ととらえ、議論を重ねてほしいです。よろしくお願ひします。	各学校の教員は、国や県の基準に従って配置されます。川西市独自の基準を設けるのは教員確保など持続可能性の観点から難しいため、国の基準に準拠することが望ましいと考えます。なお、今後、国でも議論が行われると考えられるため、国の動向を注視していきます。また、審議会でも小規模校、大規模校のメリット・デメリットは議論しており、その資料は、審議会資料として川西市のホームページに掲載しております。(第2回審議会 資料2)	AU-1
26	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (1) 望ましい学校規模 (2) 学級規模	学校規模に関する基準についてですが、教職員の業務負担の面で学校規模によって大きな差が生じていることが実態です。少規模校は、教師の数が少ないので授業の持ち時間が多い上に校務分掌を教多く負担することになります。望ましい教育を行っていくためにも、学校規模に関係なく全ての職員の業務が時間内に終わらるような教職員数にする方策が必要だと考えます。 また、学級規模についてですが、小学校35人、中学校40人という基準はやはり多いです。その上、特別支援学級のお子さんはこの数には含まれないので実際に教室で過ごす人数はさらに多くなります。実際、支援学級を希望したが認可されずに普通学級で頑張っているお子さんも少なくなく、その場合加配もない中で担任一人で抱えるには限界があります。一人ひとりに行き届いた対応をしていくためにも、何らかの方策を検討していただきたいです。	規模が小さい学校は教職員が少なくなることで、教職員一人の負担が増えることは認識しておりますが、各学校の教員数は、国や県の基準に従って配置されるため、川西市独自の基準を設けることは教員確保など持続可能性の観点から難しいと考えています。そのため、望ましい学校規模を確保し、より良い教育環境に向けて検討したいと考えています。 特別支援学級の児童生徒は、特別支援学級に在籍しており、特別支援学級ごとに担任が配置されています。また市として特別支援学級に在籍する児童生徒への支援を目的とした加配を配置しているところです。 特別支援学級の児童生徒が交流学級で学ぶ際には、特別支援学級の担任が、交流学級の担任と連携し、必要に応じて加配を活用しながら、指導及び支援を行っています。	AS-1
27	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	中学生の娘の学級人数は40人です。同じ学年の別のクラスは41人です。中学生は体も大きくなり、40人41人が学ぶには教室が狭過ぎます。先生も一人ひとりに目が届きにくいと思いますし、不登校など個別対応が必要な生徒も年々増えていると思います。中学校も35人以下のクラス編成にしていきたい。小学校だけでなく中学校でも35人以下学級にしてください。	各学校の教員は、国や県の基準に従って配置されます。川西市独自の基準を設けるのは教員確保など持続可能性の観点から難しいため、国の基準に準拠することが望ましいと考えます。なお、今後、国でも議論が行われると考えられるため、国の動向を注視していきます。	J-1

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
28	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	資料の中には、国の基準以下の配置が難しいことが記載されています。しかし、小学校35人、中学校40人はやはり多いです。子どもの数が減っていくことが予想されている中で、きめ細かな対応をしていくためにも何らかの方策は検討していただきたいです。	各学校の教員は、国や県の基準に従って配置されます。川西市独自の基準を設けるのは教員確保など持続可能性の観点から難しいため、国の基準に準拠することが望ましいと考えます。なお、今後、国でも議論が行われると考えられるため、国の動向を注視していきます。	Y-1
29	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	必要に応じて加配教員を配置する」とあります。国の基準なので、国が変更すべきことですが、やはりきめ細かな対応をしていくにはこの数は多いと感じています。もっとゆとりをもって子どもたちと関われるように、現場の実態に合った加配を配置していただければありがたいです。	各学校の教員は、国や県の基準に従って配置されます。川西市独自の基準を設けるのは教員確保など持続可能性の観点から難しいため、国の基準に準拠することが望ましいと考えます。なお、今後、国でも議論が行われると考えられるため、国の動向を注視していきます。	Z-1
30	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	資料の中には、国の基準以下の配置が難しいことが記載されています。しかし、小学校35人、中学校40人はやはり多いです。子どもの数が減っていくことが予想されている中で、きめ細かな対応をしていくためにも何らかの方策は検討していただきたいです。	各学校の教員は、国や県の基準に従って配置されます。川西市独自の基準を設けるのは教員確保など持続可能性の観点から難しいため、国の基準に準拠することが望ましいと考えます。なお、今後、国でも議論が行われると考えられるため、国の動向を注視していきます。	AA-1
31	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	資料の中には、国の基準以下の配置が難しいことが記載されています。しかし、小学校35人、中学校40人はやはり多いです。子どもの数が減っていくことが予想されている中で、きめ細やかな対応をしていくためにも何らかの方策は検討していただきたいです。	各学校の教員は、国や県の基準に従って配置されます。川西市独自の基準を設けるのは教員確保など持続可能性の観点から難しいため、国の基準に準拠することが望ましいと考えます。なお、今後、国でも議論が行われると考えられるため、国の動向を注視していきます。	AJ-1
32	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	国の基準として、小学校35人、中学校40人となっていますが、やはりこれは多いと思います。子供の数もこれから減少していく上、きめ細やかな対応がもたれらるすもたくさんいます。学級規模を縮小することで、よりよい対応ができるようにご検討していただきたいです。	各学校の教員は、国や県の基準に従って配置されます。川西市独自の基準を設けるのは教員確保など持続可能性の観点から難しいため、国の基準に準拠することが望ましいと考えます。なお、今後、国でも議論が行われると考えられるため、国の動向を注視していきます。	AL-1
33	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	小学校35人学級は多いと思います。きめ細やかな対応をしていくにはこの人数は難しいです。一人一人の子どもたちと十分にかわり、一人一人の学びをほしようしていくためにも、今の子ども達の実態に合った加配を配置していただけたらと思います。よろしくお願ひします。	各学校の教員は、国や県の基準に従って配置されます。川西市独自の基準を設けるのは教員確保など持続可能性の観点から難しいため、国の基準に準拠することが望ましいと考えます。なお、今後、国でも議論が行われると考えられるため、国の動向を注視していきます。	AO-1
34	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	国の基準では小学校35人、中学校40人となっていますが、特別支援学級の児童生徒はこの中に含まれていません。インクルーシブ教育の観点からもここに含まれていて当然だと考えます。同じクラスの一員ですが、国でもそのようにはなっていません。市として加配も含めた対応を検討していただきたいです。	特別支援学級の児童生徒は、特別支援学級に在籍しており、特別支援学級ごとに担任が配置されています。また市として特別支援学級に在籍する児童生徒への支援を目的とした加配を配置しているところです。特別支援学級の児童生徒が交流学級で学ぶ際には、特別支援学級の担任が、交流学級の担任と連携し、必要に応じて加配を活用しながら、指導及び支援を行っています。	V-1
35	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	国の基準では小学校35人、中学校40人となっていますが、特別支援学級の児童生徒はこの中に含まれていません。インクルーシブ教育の観点からもここに含まれていて当然だと考えます。同じクラスの一員ですが、制度としてはそうならない状況です。35人を超える学級はたくさんあり、そういった学級では、個々に対応するきめ細やかな指導をするのは難しい状況にあります。市として加配も含めた対応を検討していただきたいです。	特別支援学級の児童生徒は、特別支援学級に在籍しており、特別支援学級ごとに担任が配置されています。また市として特別支援学級に在籍する児童生徒への支援を目的とした加配を配置しているところです。特別支援学級の児童生徒が交流学級で学ぶ際には、特別支援学級の担任が、交流学級の担任と連携し、必要に応じて加配を活用しながら、指導及び支援を行っています。	W-1
36	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	国の基準では小学校35人、中学校40人となっていますが、特別支援学級の児童生徒はこの中に含まれていません。インクルーシブ教育の観点からもここに含まれていて当然だと考えます。同じクラスの一員ですが、国でもそのようにはなっていません。市として加配も含めた対応を検討していただきたいです。学級の規模を30人以下にすることで、きめ細かな指導をすることができるようになります。ご検討をよろしくお願いいたします。	特別支援学級の児童生徒は、特別支援学級に在籍しており、特別支援学級ごとに担任が配置されています。また市として特別支援学級に在籍する児童生徒への支援を目的とした加配を配置しているところです。特別支援学級の児童生徒が交流学級で学ぶ際には、特別支援学級の担任が、交流学級の担任と連携し、必要に応じて加配を活用しながら、指導及び支援を行っています。	X-1
37	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	国の基準では、小学校35人、中学校40人となっていますが、特別支援学級の児童生徒はこの中に含まれていません。インクルーシブ教育の観点からもここに含まれていて当然だと思います。国もそのようにはなっていません。市として加配も含めた対応を検討していただきたいです。	特別支援学級の児童生徒は、特別支援学級に在籍しており、特別支援学級ごとに担任が配置されています。また市として特別支援学級に在籍する児童生徒への支援を目的とした加配を配置しているところです。特別支援学級の児童生徒が交流学級で学ぶ際には、特別支援学級の担任が、交流学級の担任と連携し、必要に応じて加配を活用しながら、指導及び支援を行っています。	AC-1
38	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	国の基準では小学校35人となってますが、特別支援学級の児童はこの中に含まれていません。インクルーシブの観点からも、ここに含まれていて当然だと考えます。市の加配も含めた対応を検討していただきたいです。	特別支援学級の児童生徒は、特別支援学級に在籍しており、特別支援学級ごとに担任が配置されています。また市として特別支援学級に在籍する児童生徒への支援を目的とした加配を配置しているところです。特別支援学級の児童生徒が交流学級で学ぶ際には、特別支援学級の担任が、交流学級の担任と連携し、必要に応じて加配を活用しながら、指導及び支援を行っています。	AD-1
39	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	学級規模ですが、国の基準では小学校35人、中学校40人となっていますが、特別支援学級の児童生徒はこの中に含まれません。インクルーシブ教育の観点からもここに含まれて当然だと考えます。同じクラスの一員ですが、国でもそのようにはなっていません。市として加配も含めた対応を検討していただきたいです。	特別支援学級の児童生徒は、特別支援学級に在籍しており、特別支援学級ごとに担任が配置されています。また市として特別支援学級に在籍する児童生徒への支援を目的とした加配を配置しているところです。特別支援学級の児童生徒が交流学級で学ぶ際には、特別支援学級の担任が、交流学級の担任と連携し、必要に応じて加配を活用しながら、指導及び支援を行っています。	AE-1
40	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	学級規模ですが、国の基準では小学校35人、中学校40人となっていますが、特別支援学級の児童生徒はこの中に含まれません。インクルーシブ教育の観点からもここに含まれて当然だと考えます。同じクラスの一員ですが、国でもそのようにはなっていません。市として加配も含めた対応を検討していただきたいです。	特別支援学級の児童生徒は、特別支援学級に在籍しており、特別支援学級ごとに担任が配置されています。また市として特別支援学級に在籍する児童生徒への支援を目的とした加配を配置しているところです。特別支援学級の児童生徒が交流学級で学ぶ際には、特別支援学級の担任が、交流学級の担任と連携し、必要に応じて加配を活用しながら、指導及び支援を行っています。	AF-1
41	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	国の基準ですら、小学校35人となっていますが、特別支援学級の児童が含まれてません。インクルーシブ教育の観点からもここに含むべきだと考えます。特別支援の子の間違った特別扱いだと考えています。同じクラスの一員として扱っているが、国の基準はそうなっていません。市として加配も含めた対応を是非検討していただきたいです。	特別支援学級の児童生徒は、特別支援学級に在籍しており、特別支援学級ごとに担任が配置されています。また市として特別支援学級に在籍する児童生徒への支援を目的とした加配を配置しているところです。特別支援学級の児童生徒が交流学級で学ぶ際には、特別支援学級の担任が、交流学級の担任と連携し、必要に応じて加配を活用しながら、指導及び支援を行っています。	AG-1

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
42	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	国の基準では小学校35人、中学校40人となっていますが、この中には特別支援学級の児童生徒は含まれていません。年々対応が難しい児童生徒・保護者が増えており、きめ細やかな対応を必要とされる場面が多くなっているのにもかかわらず、対応する大人の数が増えていないのが現状です。市として加配も含めた対応を早急に検討していただきたいです。	特別支援学級の児童生徒は、特別支援学級に在籍しており、特別支援学級ごとに担任が配置されています。また市として特別支援学級に在籍する児童生徒への支援を目的とした加配を配置しているところです。特別支援学級の児童生徒が交流学級で学ぶ際には、特別支援学級の担任が、交流学級の担任と連携し、必要に応じて加配を活用しながら、指導及び支援を行っています。	AI-1
43	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	特別支援学級の児童が、国の基準の人数の中に入っていない。同じクラスの一員として人数に含まれるべきです。	特別支援学級の児童生徒は、特別支援学級に在籍しており、特別支援学級ごとに担任が配置されています。また市として特別支援学級に在籍する児童生徒への支援を目的とした加配を配置しているところです。特別支援学級の児童生徒が交流学級で学ぶ際には、特別支援学級の担任が、交流学級の担任と連携し、必要に応じて加配を活用しながら、指導及び支援を行っています。	AP-1
44	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	学級の人数について。国の基準では、小学校35人、中学校40人となっていますが、このなかに特別支援学級児童の人数は含まれていません。インクルーシブ教育の観点から、特別支援学級児童の人数を含めて学級の人数決定をしていただきたいと思っています。国の基準が変わらなければ川西独自の検討をお願いします。	特別支援学級の児童生徒は、特別支援学級に在籍しており、特別支援学級ごとに担任が配置されています。また市として特別支援学級に在籍する児童生徒への支援を目的とした加配を配置しているところです。特別支援学級の児童生徒が交流学級で学ぶ際には、特別支援学級の担任が、交流学級の担任と連携し、必要に応じて加配を活用しながら、指導及び支援を行っています。	AQ-1
45	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	国の基準では、小学校は35人学級・中学校は40人学級となっていますが、その人数に特別支援学級の児童・生徒は含まれていません。インクルーシブ教育の観点からも、人数に含まれて当然だと考えます。市として、加配も含めた対応を検討していただきたいです。	特別支援学級の児童生徒は、特別支援学級に在籍しており、特別支援学級ごとに担任が配置されています。また市として特別支援学級に在籍する児童生徒への支援を目的とした加配を配置しているところです。特別支援学級の児童生徒が交流学級で学ぶ際には、特別支援学級の担任が、交流学級の担任と連携し、必要に応じて加配を活用しながら、指導及び支援を行っています。	AR-1
46	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	国の基準では小学校35人、中学校40人となっていますが、特別支援学級の児童生徒はこの中に含まれていません。インクルーシブ教育の観点からもここに含まれていて当然だと考えます。同じクラスの一員ですが、国でもそのようにはなっていません。市として加配も含めた対応を検討していただきたいです。	特別支援学級の児童生徒は、特別支援学級に在籍しており、特別支援学級ごとに担任が配置されています。また市として特別支援学級に在籍する児童生徒への支援を目的とした加配を配置しているところです。特別支援学級の児童生徒が交流学級で学ぶ際には、特別支援学級の担任が、交流学級の担任と連携し、必要に応じて加配を活用しながら、指導及び支援を行っています。	AW-2
47	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	国の基準では小学校35人、中学校40人となっていますが、特別支援学級の児童生徒はこの中に含まれていなくて、高学年が40人や41人の学級があるのが現状です。インクルーシブ教育の観点からもここに含まれていて当然だと考えます。県や市の裁量でなんとかならないのでしょうか。実際、通常の学級で過ごす時間が1日の中で半数以上あるのに、行き届いた教育や指導ができていないのが現状です。市として加配も含めた対応を検討していただきたいです。	特別支援学級の児童生徒は、特別支援学級に在籍しており、特別支援学級ごとに担任が配置されています。また市として特別支援学級に在籍する児童生徒への支援を目的とした加配を配置しているところです。特別支援学級の児童生徒が交流学級で学ぶ際には、特別支援学級の担任が、交流学級の担任と連携し、必要に応じて加配を活用しながら、指導及び支援を行っています。	AX-1
48	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	国の基準では小学校35人、中学校40人となっていますが、特別支援学級の児童生徒はこの中に含まれていません。インクルーシブ教育の観点からもここに含まれていて当然だと考えます。同じクラスの一員ですが、国でもそのようにはなっていません。市として加配も含めた対応を検討していただきたいです。	特別支援学級の児童生徒は、特別支援学級に在籍しており、特別支援学級ごとに担任が配置されています。また市として特別支援学級に在籍する児童生徒への支援を目的とした加配を配置しているところです。特別支援学級の児童生徒が交流学級で学ぶ際には、特別支援学級の担任が、交流学級の担任と連携し、必要に応じて加配を活用しながら、指導及び支援を行っています。	AZ-1
49	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	国の基準では小学校35人、中学校40人となっていますが、特別支援学級の児童生徒はこの中に含まれていません。インクルーシブ教育の観点からもここに含まれていて当然だと考えます。同じクラスの一員ですが、国でもそのようにはなっていません。市として適切な人数の加配も含めた対応を検討していただきたいです。	特別支援学級の児童生徒は、特別支援学級に在籍しており、特別支援学級ごとに担任が配置されています。また市として特別支援学級に在籍する児童生徒への支援を目的とした加配を配置しているところです。特別支援学級の児童生徒が交流学級で学ぶ際には、特別支援学級の担任が、交流学級の担任と連携し、必要に応じて加配を活用しながら、指導及び支援を行っています。	BA-1
50	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (4) 望ましい学校規模に向けた留意事項	国の基準では小学校35人、中学校40人となっていますが、特別支援学級の児童生徒はこの中に含まれていません。インクルーシブ教育の観点からもここに含まれていて当然だと考えます。同じクラスの一員ですが、国でもそのようにはなっていません。市として加配も含めた対応を検討していただきたいです。円滑な移行に向けては計画段階からかなりの時間が必要になると考えます。学校目標や学校生活全般にかかわるきまり、学校行事のあり方など子ども、保護者、教職員に大きくかかわることを決めていかなければなりません。そのための十分な時間が必要となります。児童生徒への配慮をしていくためには、教職員への配慮も必要ではないでしょうか。	特別支援学級の児童生徒は、特別支援学級に在籍しており、特別支援学級ごとに担任が配置されています。また市として特別支援学級に在籍する児童生徒への支援を目的とした加配を配置しているところです。特別支援学級の児童生徒が交流学級で学ぶ際には、特別支援学級の担任が、交流学級の担任と連携し、必要に応じて加配を活用しながら、指導及び支援を行っています。また、望ましい学校規模を実現するための方策を実施する際には、多くの留意事項が考えられるため、様々な関係者と協議を進めながら検討していきたいと考えています。	AH-1
51	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模 (3) 通学距離・通学時間	学級規模や通学距離について、「国や県に準拠」した数値が示されているが、それを上回る状況を作るべきではないか。そうすることで、川西らしい先進的な教育が実現できる。学級規模は小中とも30人を目指すべきであり、通学距離は最長1時間は長すぎる。	各学校の教員は、国や県の基準に従って配置されます。川西市独自の基準を設けるのは教員確保など持続可能性の観点から難しいため、国の基準に準拠することが望ましいと考えます。また、通学距離については、就学校変更理由において、小学校入学時及び転校時に限り、通学距離が短縮され、かつ通学の安全が確保できる場合、隣接校区の学校に就学できるようにしています。	BD-1
52	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (3) 通学距離・通学時間	少子化対策の町作りを、第一にしていきたいです。明石市のような。少子化が進行する中で、小学校の統合は仕方ないと思う。小中一貫になるなら、良い面もあると感じた。交通機関の利用も検討があったので通学の負担は少し減らせると感じた。公共交通機関の利用までが難しい地域もあると思うのですが、学校専用バスもあつたりするのでしょうか。再来年小学校に入学するので、統合される可能性の学校を知りたいです。選択できる地域と聞いたため。	ご意見のとおり、少子化が進行していく中で、統合を含めた学校のあり方を検討しなければならないと考えています。統合の可能性のある学校について、現時点で統合が決まっている学校はありません。なお、この基本方針に基づいて現在の各学校の学級数を照らし合わせると、継続して学年が単学級となっている学校は、現時点では清和台小学校と清和台南小学校が該当しますが、これらの学校については、統合が決定しているわけではありません。まずは保護者や地域の皆さまに、現状や今後の進め方について、情報共有の場を持つ考えです。	B-1
53	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (3) 通学距離・通学時間	清和台中学校、東谷中学校で試験中ですが、他の中学でも自転車通学、バス通学を可能にしてほしい。保護者負担がかまわないのでスクールバスの導入も検討してほしい。通学路へ、重点的に防犯カメラを設置してほしい。	通学手段については、学校の統合などによって通学距離や通学時間が他の学校と比べて過度な負担となる場合、状況に応じて公共交通機関の利用やスクールバスの導入など合理的な手法を検討します。また、現在実施されている自転車通学については、試行実施の現状を把握し、拡大を検討していきます。なお、防犯カメラに関しては、各地域と協議をした上で通学路などに防犯カメラを設置しています。	I-1

意見番号	意見の分類(議題のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
54	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (3) 通学距離・通学時間	登下校がまず先にきます。私の子どもたちは、登下校に不安があり不登校になりました。不審者、生徒からのいじめ、スズメバチなどの危険な害虫等。登下校はどうしても死角が多く、危険も多いです。ここ近年、こどもの臓器を狙う誘拐事件が増え日本もどンドン増えていくでしょう。不審者のニュースも市内だけでも絶えません。いじめも陰険になり、下校時の先生や大人の目の届かない場所で行われます。重い荷物で長時間歩くのも、外科的にも精神的にも苦痛でいくのが億劫になります。そういう事を踏まえても、やはりスクールバスが理想です。	通学手段については、学校の統合などによって通学距離や通学時間が他の学校と比べて過度な負担となる場合、状況に応じて公共交通機関の利用やスクールバスの導入など合理的な手法を検討します。また、通学路は、学校、警察、道路部署と合同で登下校時の危険箇所を確認して、安全対策を実施しています。	M-1
55	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (3) 通学距離・通学時間	今回のご提案にもありますように、川西市における児童人口は減少の傾向にあります。1学年1クラスという学校もあり、子育て世帯における若い世代の過疎化も進んでいる状況です。 小学校を統合して、2クラス～3クラスを確保できるメリットと同時に、登下校における心配というデメリットも出てきます。ご提案の中にも、公共交通機関の使用について記載されておりましたが、低学年は子どもだけで一般のと同じバスに乗せることを心配する保護者も多いと思います。共働きの世帯も増え、付き添いのできる親ばかりでもありません。そこで、統合により校区が広がるエリアについてはスクールバスをご検討いただきたいと思います。教師でなくても学校に携わる大人が子供を見守って、スクールバスで通わせてもらえるのであれば、小学校の統合に賛成する人も増えると思います。	通学手段については、学校の統合などによって通学距離や通学時間が他の学校と比べて過度な負担となる場合、状況に応じて公共交通機関の利用やスクールバスの導入など合理的な手法を検討します。また、通学路は、学校、警察、道路部署と合同で登下校時の危険箇所を確認して、安全対策を実施しています。	0-1
56	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (3) 通学距離・通学時間	公共交通機関を利用する場合は、保護者負担がないようにすることが前提だと考えます。バスを利用するようになった場合はスクールバスも検討していくべきではないでしょうか。その場合、教師の負担が激増する。スクールバスは学校外の支援員が必要です。 通学路については、自治会や学校の意見を元に、危険箇所の点検や対策を責任をもって実施していただきたいです。通学距離が伸びれば、それだけ危険もあります。	通学手段については、学校の統合などによって通学距離や通学時間が他の学校と比べて過度な負担となる場合、状況に応じて公共交通機関の利用やスクールバスの導入など合理的な手法を検討します。また、通学路は、学校、警察、道路部署と合同で登下校時の危険箇所を確認して、安全対策を実施しています。	AW-6
57	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (3) 通学距離・通学時間	通学距離についてですが、昨今の夏の暑さは異常です。夏場、学校に汗をいっぱいかいて登校してきます。下校も帰り道で何かないか心配になるくらいです。そのあたりも考慮して決めていく必要があると考えます。高低差のある川西市では、一概に距離だけでは考えられない部分もあるかと思っています。 中学校の登校距離が伸びたとき、徒歩では難しくなるコースもあるかと思っています。自転車の使用を許可するのであれば、市として安全に登下校できるよう整備をお願いいたします。また、電車やバスなどの公共交通機関の利用が必要な場合は個人の負担にならないよう対策を講じてください。 小学生については、坂道の多い川西では距離によってはスクールバスも検討しないといけないのではないのでしょうか。 通学時間について、「おおよそ1時間以内」となっているが、小学生で1時間はしんどい。仮に統合になったときも全員が30分以内で通える学校と半数が1時間近くかけて通える学校では子どもへの負担は違う。この時間についての検討は慎重におこなっていただきたいです。 示された距離以上になる場合の対応について記載しておく方がいいのではないのでしょうか。不安に感じられる方もいるかと思っています。	通学手段については、学校の統合などによって通学距離や通学時間が他の学校と比べて過度な負担となる場合、状況に応じて公共交通機関の利用やスクールバスの導入など合理的な手法を検討します。また、通学路は、学校、警察、道路部署と合同で登下校時の危険箇所を確認して、安全対策を実施しています。 また、記載している通学距離の基準を超える場合に關しては、現在も通学に要する費用を補助しております。	AB-1
58	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (1) 検討の基準	文科省の手引きに示すように、学校統廃合は子ども、保護者の当事者をはじめ地域での合意形成が必要で、その議論には少人数教育のメリットも説明し、学校統廃合をしないという選択も可能という情報提供が公正にされている必要があります。 ところが、川西市立学校のありかた基本方針は、その点が全く触れられておらず、35人未満の学級や学年で単学級になれば自動的に統廃合の検討へすすむかの方針になっていて、明らかに学校統廃合をすすめるための方針になってしまっているのではないですか。	「継続して学年が単学級となった場合」という基準は、保護者や地域の皆さまと話し合いを持つためのものです。子どもや保護者をはじめ、地域のご理解を頂く必要があるため、地域説明会を開催し、単学級のメリット・デメリットを共有した上で、どのような学校のあり方が良いのか検討していきたいと考えています。	A-2
59	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (1) 検討の基準	小規模校及び大規模校という言葉が突然出てくるが、これらの定義は、P4からP5まで学校規模について触れていることに鑑みると、文部科学省の定義と同様という認識でよいのか。また、そうであるとしても、小規模校かどうかによって検討の方向性が大きく変わる重要な要素であるため、基本方針にこれらの定義(学級数)を明示しておく必要があるのではないかと。	ご意見のとおり、小規模校、大規模校の定義を追加します。川西市では、学校全体の学級数よりも、1学年の学級数が大切だと考え、望ましい学校規模を「川西市各学年2～3学級」、および「中学校各学年4～6学級」としています。この基準に基づき、望ましい学校規模を下回る学校を小規模校、上回る学校を大規模校としています。	Q-1
60	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (1) 検討の基準	基本的に単学級が複数になった場合は、合併を考えて行くべきだと思います。子どもたちのことを考えても1つのクラスしかない学級では、行事も盛り上がりなくて面白くない。行事や日々のことを考えても合併した方がいいと思います。教師側の立場から考えても良いことばかりじゃないのかなと思います。合併の話が進まないのは反対意見があるからなのではないでしょうか？清和や清和台南はもう合併するべきだと思います。	この基本方針では、保護者や地域の皆さまと話し合いを持つための基準として、「継続して学年が単学級となった場合」という基準を設けています。子どもや保護者をはじめ、地域のご理解を頂く必要があるため、説明会を開催するなど、対象校の現状と課題点を共有し、どのような学校のあり方が良いのか検討していきたいと考えています。	AN-1
61	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (1) 検討の基準	学校の統合については、決まった時点できちんと計画を示して欲しい。学校が統合されるまでには膨大な準備期間が必要となる。対象校の教職員も連携をとり、新しいものをつくらなければいけない。もちろん、そこに対象の地域の理解や協力も必要となってくる。すすめるのであれば、そういった課題を市として全てクリアしておく必要があると考えます。 統合することで、職を失う人が出ないよう採用等も計画的に実行していただきたい。 前回の統合の話の際には、地域も保護者も教職員も大変困惑したときいています。統合を検討する場合は、関係するもの大多数の理解を得られる形で進められないと、統合後もうまくいかないのではないかと。	この基本方針は、川西市全体の方針を定めるものであり、特定の地域の具体案を示すものではありません。学校規模等に関する基準や方向性を示し、今後の川西市の学校のあり方を検討する際の指針となるものです。対象となる学校に關しては、子どもや保護者をはじめ、地域のご理解を頂く必要があるため、説明会を開催するなど、対象校の現状と課題点を共有し、どのような学校のあり方が良いのか検討していきたいと考えています。	AW-3
62	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (3) 特色のある教育 ア 小中一貫教育	特色ある教育にはいろいろありますが、なぜ小中一貫教育に絞るのですか。小中一貫教育によるデメリットも明示するべきではありませんか。	この基本方針は今後のより良い教育環境作りに向け、特に学校規模に焦点を当てて作成したものです。そのため、学校規模に関係する特色のある教育を記載しております。また、小中一貫教育のメリット・デメリットに關しては、審議会で議論しており、その資料は、審議会資料として川西市のホームページに掲載しております。(第3回審議会 資料2)	A-11
63	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (3) 特色のある教育 ア 小中一貫教育	いくつかの自治体にはあると思うが、小中一貫校にすれば？上手くいけば市内への移住者が増えるかもしれない。	小中一貫校の導入は、教育環境の向上に寄与する有効な手段の一つだと考えています。この基本方針においても、望ましい学校規模を実現するための方策を検討・実施する際に、今後の学校教育を充実させるために検討すべき教育の一つとして小中一貫教育を挙げています。統合等による学校規模の変化を機に、子どもや保護者などの意見も聞き、施設一体型の小中一貫校を検討していきたいと考えております。	E-1
64	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (3) 特色のある教育 ア 小中一貫教育 (4) 望ましい学校規模に向けた留意事項	中一貫で考えていくのは、とてもいいと思います。専門教科、特に英語は小学校で習うようになりましたが、中学に上がると途端に英語のレベルが下がり、カタカナ表記を配ったりと、未だにカタカナ英語を教えている教師がいるので、教師のレベルUPおよび研究授業を進めるべきと考えます。担任制ではなく、教科担任制に移行していくのであれば、算数、英語などは授業の間のみ、レベル別にクラス分けをする授業のコマを年間2/3以上とし、残りの1/3は合同で授業を行って欲しい。 将来的に統合が予測される学校地区については、実際統合するしないに関わらず、対象校同士、例えばオンラインを使い、研究発表会をするなどの交流から始めてはどうかと思う。全体的に学力低下している。先生方の働き方改革はいいと思うが、それにより例えば掃除の時間を減らしたり校内が汚いかったり、行事(音楽会や制作展など)を隔年にし教員の負担を減らし子供達の感性の場を減らしたり、合同科目などにしてしまえば授業のコマ数のみ確保して、それぞれの教科がおさまりになっているのは違うと思います。 学校により1年生からタブレットを使いこなしている学校もあれば、そうでない学校があったりと差があるので、タブレット授業を市内でももう少し統一化して欲しい。 統合の際、川西市は校区が広く、距離だけでなく高低差も多いので、特に低学年に配慮した区分および校区外希望制の人数をもう少し増やしてもいいのではないかと。 1年よりタブレット学習を積極的に取り入れ、教室に入りづらい、休みがち、隣がいる人も平等に授業が受けられる(Liveだけでなくアーカイブを残すなど)ように、これからも工夫して欲しい。	子どもたちの学びを支える教職員が研究授業等を通じて資質能力の向上が図れるよう教育委員会として支援に努めます。授業については、中学校の一部教科で少人数授業を取り入れるなど、学力向上に向けて工夫した取組を進めています。また、教科担任制やいわゆる習熟度別学習などの様々な学び方については、児童生徒の実態に基づいて各学校において実施を判断していくものであるため、教育委員会として、各学校の取組を引き続きサポートしてまいります。ICT機器の活用については、活用場面や有効性を整理しながら、子どもたちが主体的に学習に取り組むツールの一つとして活用を進めています。	P-1

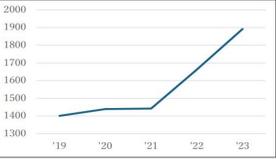
意見番号	意見の分類(議題のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
65	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方針 (3) 特色のある教育 ア 小中一貫教育	<p>未来への人口減に伴い、統合・校区変更は致し方ない選択。子どもは大勢の中で育ち、協力していくことで成長すると思う。現在の小学校に感じていることは、1学年、1クラス、行事時、先生方は本当に忙しく動かれています。子どもたちの大切な教育課程。先生にゆとりが必要だと思います。教職員数が少ない。1クラスであれ、この状況でも、これからも教職員増はできないのですか。ゆとりをもって子どもに接してほしい。</p> <p>小中一貫校を望みます。大勢の子ども、幅広い年代の交流、勉強の進みかた理解度の把握、9年間を通じて過程、完全理解のシステム作り。塾に行くのが当たり前ではなく、学校で理解できる授業を望みます。</p>	<p>規模が小さい学校は教職員が少なくなることで、教職員一人の負担が増えることは認識しておりますが、各学校の教員数は、国や県の基準に従って配置されるため、川西市独自の基準を設けることは教員確保など持続可能性の観点から難しいと考えています。そのため、望ましい学校規模を確保し、より良い教育環境に向けて検討したいと考えています。</p> <p>また、小中一貫校の導入は、教育環境の向上に寄与する有効な手段の一つだと考えています。この基本方針においても、望ましい学校規模を実現するための方策を検討・実施する際に、今後の学校教育を充実させるために検討すべき教育の一つとして小中一貫教育を挙げています。</p> <p>授業に関しては、中学校の一部教科で少人数授業を取り入れるなど、学力向上に向けて工夫した取組を進めています。今後も授業研究を継続し、児童生徒が主体的に学び、学習内容が定着できる授業をめざしていきます。</p>	AK-1
66	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方針 (3) 特色のある教育 ア 小中一貫教育	<p>グリーンハイツ地区の緑台小学校、陽明小学校を統合し、小中一貫校としてすすめていくことを希望いたします。</p> <p>平成28年6月に統合に関して再検討がなされた直後にこの地区に引っ越ししてきました。再検討の理由に「児童数の減少傾向に一定の歯止めがかかる可能性」「地域の方々のご意見を聴く」と書いてありました。結局のところ児童数、クラス数は減っているように感じます。また地域の方々のご意見については、聞いたところではこの地区は高齢化地区なので、反対の声が多くでるだろうと数年住んでみて予想できました。もちろん地域域幅の連携も必要にはなっていますが、子どもたちの豊かな学びのためには、変化を嫌わなくてほしいと感じています。また、他市から転入してきた者からすると、川西市の学校「この学校活気あるみたい」「魅力的な学校あるよ～」など口コミ等聞いたことありません。なので、統合、小中一貫校をすることによりグリーンハイツ地区の活性化、川西市PRとして必要なかなと思います。</p> <p>現状、グリーンハイツ地区は空き家、高齢者が多いの課題です。自然豊かで閑静な住宅街のため子育て世帯にも住みやすいところだと思いますので、呼び込み等しやすいのではないのでしょうか。</p> <p>今後、小学生になる子どもが控えていますので市長をはじめ、関係者の方々には、建設的な意見となるようお願い申し上げます。</p>	<p>小中一貫校の導入は、教育環境の向上に寄与する有効な手段の一つだと考えています。この基本方針においても、望ましい学校規模を実現するための方策を検討・実施する際に、今後の学校教育を充実させるために検討すべき教育の一つとして小中一貫教育を挙げています。統合等による学校規模の変化を機に、子どもや保護者などの意見も聞き、施設一体型の中一貫校を検討していきたいと考えております。</p>	AM-1
67	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方針 (3) 特色のある教育 ア 小中一貫教育	<p>小中一貫校の検討をされているが、もしそうなった場合に、子どもの心と体の健康を守るため、小学部と、中学部それぞれに「養護教諭」を配置して欲しいです。</p>	<p>この基本方針は、川西市全体の方針を定めるものであり、具体案を示すものではないため、人員配置などの詳細な部分に関しては記載しておりません。ご意見いただいた内容については、今後の検討課題として賜ります。</p>	BC-1
68	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方針 (3) 特色のある教育 ア 小中一貫教育	<p>義務教育学校については、県内でも増えてきているが、カリキュラムや勤務形態が変わることで大変だと聞いている。市内で働く者としては異動のこともあり心配している。どういったものになるかはまだわからないが、現在実施されている学校についてきちんと効果や課題を検証し、その上でどのような目的で、どのような学校をめざしていくかを決定していく必要があると思う。教育委員会、教職員、地域等で話し合っている場を必ず設けていただきたい。</p>	<p>小中一貫教育には、メリット・デメリットの両面があることは理解していますが、小中一貫教育の導入は、教育環境の向上に寄与する有効な手段の一つだと考えています。導入を検討する際には、他市の現状も把握しながら、子どもたちにとってより良い教育環境となるよう、様々な関係者と協議を進めながら検討していきたいと考えています。</p>	AW-4
69	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方針 (3) 特色のある教育 ア 小中一貫教育	<p>私は市内の小学校で勤務する者です。小中一貫教育については、文部科学省から出されている「小中一貫教育等についての実態調査(平成27年2月)」に書かれている諸課題に留意する必要があると考えます。「小中の教職員間での打ち合わせ時間の確保」「教職員の負担感・多忙感の解消」等に大きな課題が認められるとの結果が出ています。この仕事をはじめ10数年、文科省の提示した超過勤務の上限、年360時間以内を達成できた年は一度もありません。周りで働く大多数の教員も同じです。小中一貫教育に一定のメリットがある事は否定しませんが、それを実現するために発生するコストにも目を向ける必要があると考えます。そして、そのコストを現場の教員のため働きで穴埋めする事のないようにしていただきたいです。具体的には、小中一貫校が通常の学校より多忙になる事が予想されるので、教員を多く配置して一人当たりの授業待ちコマ数を減らす等の対策が考えられます。そういった予算面での見通しが立たないのであれば、小中一貫教育の実施は見送るべきだと思います。</p>	<p>小中一貫教育には、メリット・デメリットの両面があることは理解していますが、小中一貫教育の導入は、教育環境の向上に寄与する有効な手段の一つだと考えています。導入を検討する際には、他市の現状も把握しながら、子どもたちにとってより良い教育環境となるよう、様々な関係者と協議を進めながら業務負担を軽減し、教員が質の高い教育を提供できるように、スクールサポートスタッフを配置するなど、多くの取組みを実施しております。</p>	BF-1
70	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方針 (3) 特色のある教育 イ インクルーシブ教育	<p>大変なご家庭も増えたり、核家族が増えたりしていますので、教師だけでなく、周りの職員。例えば、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーさんのような人員を増やして、短時間勤務でもいいので、不登校や支援のいる子の家庭と学校、連携をとれる体制を整えてほしいです。療育へいけない子もいるので、各小学校にそういったカリキュラムを組んでもらうとか、大変な子が増えているので、相談機関がうまく体制を整えられず、児童精神科へ勧めると言うケースがよく見られます。児童精神科へ行って、意味があるならいいのですが、ますます悪くなる子もいます。そちらの医師の先生は、学校での様子を知らないから。体制や対応を変えてほしいです。学校と相談経験がもっと寄り添ってくれたら、変わってくると思います。こんな取り組みあるよ！とか、これと一緒に参加するのはどうかとかそのような提案は一切なく、精神科に丸投げしておかしいと思います。何かしら対策一生懸命考えたうえで、保護者から、何か病院を考えてるんです。って言うのはわかりますが、そこら辺の対応をきちんと教育機関は考えてほしいです。子供が可哀想です。精神科に行けばすべて解決なんですか？医者か直してくれんことはありません。医者は杖のようなもので、それを支えに、周りが、子供をよくすると思っています。なので、支援方法を考えようともせず、精神科へ丸投げといったやり方は良くないと思います。もちろん必要ならばいいと思います。支援するのがめんどくさくなったら精神科を勧めるといった行動が多く見られるので、子供若者センターの方などに、きちんと研修などをして、高め合っていく街にしてほしいと願っています。</p>	<p>この基本方針は今後のより良い教育環境作りに向け、特に学校規模に焦点を当てて作成したものですので、不登校に関してはこの方針には記載しませんが、本市では、各中学校に1名スクールソーシャルワーカーを配置し、スクールカウンセラーとも連携しながら「チーム学校」として他職種と協力をし、子どもへの支援に努めています。また、子ども若者相談センターでは、相談者からの印象を傾聴し、相談者だけではなく、ご家庭のことも考えながら引き続き支援していきます。今後もご家庭に対して、個別窓口を紹介するなど、多様な学びができるように様々な選択肢を提示し、気持ちに寄り添った支援につながるよう研修を行ってまいります。</p>	C-1
71	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方針 (3) 特色のある教育 イ インクルーシブ教育	<p>インクルーシブ教育について インクルーシブ、多様性をみとめとあるが、具体的にどういいうのか掴みとれずいます。現在も障害をもつ生徒を公立学校へ、としている親御さんを見かけるが、どのような意図かわかりません。障害の度合いにもありますが、重度の場合、今後大人になった際に障害者雇用や就労支援につなげていく可能性が高い生徒や児童に関しては専門的な教育や、一人ひとりへのアプローチを行う養護学校に通うほうが、本人にとっても親御さんにとっても、横のつながりもでき、情報収集の場にもなり、よりいいのではないかと感じる。また教員の中には簡単に発達障害を疑い、まだ低学年のうちに教育相談をすまたり、そのようなレッテルをはってしまうことがあるが、それは子どもの未来を殺していると感じます。右向け右の軍隊教育をそろそろやめるべきではないかと、一般的なレベルに義務を押し外れたら、別物扱い、発達障害、劣等生。大変耳障りな響きです。皆と同じでなかったら子どもがいま大人になり、立派に親を養っていたり、社会で活躍しています。</p> <p>発達障害がいなかは本人が選択することであり、教師や親、周囲の人間が決めるのは違和感を感じます。本人が人と違うことを理解し、そのうえで困難をのりこえ、精神の強靱さを身に着けたとき、社会の一員として働けるものになると考えます。そのためには何が必要か、引きこもりが増加したのには背景になにかあったのか。本人が問題なのかであらうか。わたしは皆と一緒にでなければならないという、多数健常者の価値観ではみ出したものを、叱り、罵り、いじめ、自尊心を傷つけた故でないかと思います。みんな同じじゃない、みんな違って当然であるのに対して一定の線引でそぎおす。軽度発達障害の子もまたちがどう感じているのか自覚もしていないのか、周囲からの押し付けはやめてほしい。自らがしんどくなり、生きるのが難しくなると初めて、社会とうまくできない障害があると、発達障害を背負ってほしい。</p> <p>その線引から外れた子供たちが大人になったとき、無難の可能性を秘めているものかもしれない。子どもの未来を狭さない教育をのぞみま。多様性というのには皆が同じ場所に置くだけでは無いように思う。その中でも先生がとなりについていたり、ある授業になると別部屋に移動になったりと、子どもたちはそれだけでも別視し、違うものと認識し始めることがあります。それは本当にその子にとって居心地のいい居場所なのか。子どもたちも一人一人、己と対話しながら悩み、自分の道を切り開いて行ければいい。居場所は学校だけではないのだから。学校でも、いい人間と出会ってほしい。壁と壁で抑え込む規律ばかりでなく、柔軟に人間力のある教員や用務員さん、sswなどと対話し、考えの幅をもってほしいと思います。壁の色、カーテンのデザイン、華美でないものなど、昔から舞台校則ももっと自由に選択できればよいと思います。皆がヒササンのサラリーマンになるわけではなく、美容やデザインに進むもの、舞台にたつもの、いろいろな未来があるなか、日本は戦後からずっと同じ校則で線引している。もう、すでに世の中はマニキュアをしたり髪色が派手な人が社会で活躍しています。</p> <p>校則もいまだこのようか形をとり、時代に遅れている、これでは多様性の言葉に重みを感じ、子どもは大人への矛盾から、心を閉ざしてしまいかねない。と思います。40代おばやんの戯言でした。すみません。宜しくお願い致します。</p>	<p>「インクルーシブ教育システム」とは、障害者の権利に関する条約によれば、「人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする」との目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、この実現に向け、国は、障害のある子どもの就学の仕組みの改正、通級指導を行う教員の基礎定数化等を行ってきたものと認識しております。</p> <p>本市のインクルーシブ教育は、基本的には、こうした国の特別支援教育に関する取組に基づき行うものです。異なるのは「誰一人取り残さない」という視点から、外国にルーツを持つ子ども等も対象として定義している点です。市では、インクルーシブ教育により、障がいのある子ども等が、学校卒業後も、地域で必要な支援を受けながら、自分らしく暮らせる、地域の一員として活躍できる、また、障がい等の有無に関わらず、認め合い、尊重し合いながら幸せに暮らせる、共生社会の実現を目指しています。このため、市では、教師の専門性・指導力の向上のための取組や加配の配置等により、①障がいの特性等に応じた指導、②自立と社会参加に向けた教育、③共生社会を目指す障がい者理解の推進等に努めているところです。</p> <p>なお、この基本方針は、審議会において小規模校のメリット・デメリットについても議論し、子どもたちの学びを保障し、質の高い教育を実現するために最適な教育環境を学校規模に焦点を当てて検討し、まとめたものです。</p>	N-1

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
72	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (3) 特色のある教育 イ インクルーシブ教育	<p>1. 「インクルーシブ教育」と「多文化共生教育」</p> <p>「基本方針(案)」の「第1章 はじめに」の「2 川西市のめざす教育」において、「川西市教育大綱 2024年3月」の「3. 基本方針」の「(2) 学校教育」に掲げられているア〜ケまでの9つの項目を挙げられ、この基本方針の策定は、その中の「キ学校規模、学校規模を検討し、質の高い教育環境の整備」についてのもこととされているとされています。</p> <p>「教育の質」を高めるためには「規模についての環境」だけを切り離すのではなく、他の項目を有機的に関連付け、複合的、総合的な視点での検討が必要と考えます。そのような観点から、「ウともに学び、ともに育つインクルーシブ教育の推進」と「ケ 人権教育、多文化共生教育の推進」に関連付けて意見を申し上げます。</p> <p>今回の案においても、「第3章 学校規模等に関する基本方針」の「2 望ましい学校規模に向けた基準および方策」の(3) 特色のある教育」においては、「ア 小中一貫教育」の提案とともに、「イ インクルーシブ教育」が併記され、以下の記述があります。引用します。</p> <p>「人間の多様性を尊重し、国籍や人種、言語、性差、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもたちがともに学び、ともに育つ、共生社会の実現をめざす教育です。配慮や支援が必要な児童生徒に対して、本人の希望や特性に応じた必要な支援を行います。また、多様な人びとがともに学び、ともに育つことは子どもたちの成長や相互理解につながるため、すべての子どもたちがともに学べる教育環境をめざします。」一方、本年3月に策定された「川西市教育大綱」においては、「ウ、インクルーシブ教育」と「カ、人権教育、多文化共生教育」は、それぞれ個別に掲げられています。引用します。</p> <p>「ウともに学び、ともに育つインクルーシブ教育の推進</p> <p>① 子どもの育ちは多様であることから、インクルーシブ教育を重視した教育環境の整備や教育内容の充実を図ります。</p> <p>② 配慮や支援が必要な児童生徒に対して、本人の希望や特性に応じて必要な支援を行います。</p> <p>③ 同じ場でともに学び、ともに育つことはすべての子どもたちの成長や相互理解につながるため、共生社会を見据えた子どもの自律を支援します。」</p> <p>※ インクルーシブ教育(保育)</p> <p>人間の多様性を尊重し、国籍や人種、言語、性差、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもたちがともに学び、ともに育つ、共生社会の実現をめざす教育(保育)のこと。」</p> <p>「ケ 人権教育、多文化共生教育の推進</p> <p>① 人権と多文化共生の観点から、多様な人権課題の本質を正しく理解し、その課題を解決するための具体的な実践力が身につく人権教育、多文化共生教育を推進します。</p> <p>② 外国にルーツを持つ児童生徒が安心して生活や学習ができるよう、コミュニケーションの円滑化を図り、充実した学校生活を送ることができるように、環境を整えます。」</p> <p>「教育大綱」では「インクルーシブ教育」と「人権教育、多文化共生教育」に切り分けられているものが、今回の「基本方針」では「インクルーシブ」1項目に混ぜて記述されるように読めます。これは、これらの項目の施策内容や責任部署が不明確であることを現しているのではないのでしょうか。</p> <p>具体的に検証したいと思います。部落問題や在日韓国・朝鮮人に対する差別の問題は、言うまでもなく人権課題として重要です。そしてこれは、私たち川西市に実際に居住している人びとへの差別の問題です。では、川西市の小中学校において、部落問題や在日韓国・朝鮮人に対する差別の問題は、どのように取り組まれているのでしょうか。</p> <p>現に YouTube 上には、部落に対する差別的な動画が削除されずに閲覧されつづけている状況です。そのような状況で「令和6年4月川西市 人権問題に関する市民意識調査《調査結果報告書》」において、川西市人権施策審議会会長の石元清英さんによって、以下の考察が行われています。引用します。</p> <p><a href="https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page/001/015/765/R5.11isikichousa-houkokusho.pdf">https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page/001/015/765/R5.11isikichousa-houkokusho.pdf</a></p> <p>「第3に、部落(同和)問題(以下、「部落問題」という)に関する差別的な発言についてである。</p> <p>問5では、部落問題に関する6つの差別的な発言をあげ、「あなたは、過去5年くらい間に、部落(同和)問題に関して、次のような発言を直接聞いたことがありますか」と問うている(単一回答)。そうすると、「住宅を購入する時は、部落(同和地区)内の住宅は避けたほうがいい」(9.4%)をはじめ、6つの発言のいずれかを聞いたという人は21.1%であった。このように、6つという発言に限っても、部落問題に関する差別的な発言を直接聞いたという人がこの5年間に2割ほどいるのである。これらの差別的な発言を聞いたと回答した人に、「それを聞いた時、どう感じましたか」と問うと(単一回答)、「そのとおりと思った」は16.0%と少ないものの、「そういう見方もあるのかと思った」が54.0%あり、反発・疑問を感じた人は、「相手に何も言わなかった」と「相手にその気持ちを伝えた」を合わせても20.7%であった。「そういう見方もあるのかと思った」という回答は、差別的な発言を肯定も否定もせず、その判断を保留し、中立的にもみえるが、こうした態度は差別的な発言を傍観するもので、差別への加担につながるおそれがあるといえる。</p> <p>今回の調査結果から明らかになったように、現在でも部落問題に関する差別的な発言に出会うことはありうるものであり、それらの差別的な発言を聞いて、反発・疑問を感じたという人は2割にとどまるのである。差別的な発言に出会った際、それに反発・疑問を感じる人、そして、その場でその発言の問題性を指摘できる人を増やしていく啓発に取り組むことが重要ではないだろうか。</p> <p>「年齢別比較に関しては、もうひとつ指摘しておきたい点がある。問2は、小学校から高校の間に受けた人権教育に関する設問であるが、人権教育を受けたと回答した人(「受けたことがあり、よく理解できた」「受けたことがあるが、あまり理解できなかった」「受けたことがあるが、内容はよくおぼえていない」の計)は75.4%であった。年齢別でみると、「受けた」の割合は60歳未満で94.5%と、60歳未満の人のほとんどが学校で人権教育を受けたと答えている。そして、人権教育を受けたと回答した人に「その他」も含め15</p> <p>の人権課題・テーマを選択肢として示し、どのような内容を習ったのかを回答してもらったところ、最も多かったのが「部落問題」で76.9%であった(複数回答)。ところが、これを年齢別でみると、「部落問題」を習ったと回答したのは、50歳代88.6%、40歳代85.9%、30歳代63.0%、20歳代46.9%、10歳代28.6%と、40歳代から年齢が若くなるにしたがって、「部落問題」を習ったという回答割合は大幅に減りつつづけている。人権教育は広く行われているのであるが、そのなかで「部落問題」が取り上げられなくなっていることである。同様のことは、「在日韓国・朝鮮人の人権問題」についてもいえる。人権課題が多様化するにつれ、さまざまな人権課題やテーマが人権教育で取り上げられているのであるが、そのなかで「部落問題」と「在日韓国・朝鮮人の人権問題」が扱われなくなっていることである。」</p> <p>以下は、政府の2023年12月の「在留外国人統計」による、川西市の「国籍・地域別 在留外国人」の集計です。「韓国・朝鮮」の人々が第1位の34%強を占め、そのほとんどが、日本による戦前の植民地支配の原因として日本に居住する人々とその子孫である「特別永住」の人々です。</p> <p>川西市の教育において、部落差別や、在日韓国・朝鮮人に対する差別についての人権教育のあり方はどうなのか。その検証が求められていることを、市自ら行った「市民意識調査」が示しているものと考えます。</p>	<p>この基本方針は、今後のより良い教育環境作りに向け、特に学校規模に焦点を当てて作成したものですので、「人権教育、多文化共生教育の推進」について、この方針には記載いたしません。ご意見として賜るとともに、教育大綱の着実な実施に向け、今後取り組みます。</p>	BB-1

国籍・地域	人数	割合
韓国・朝鮮	654	34.6
ベトナム	301	15.9
インドネシア	254	13.4
中国	190	10
ネパール	120	6.3
ミャンマー	83	4.4
米国	66	3.5
フィリピン	57	3
その他	167	8.8
合計	1892	100

「基本方針(案)」に言う「人間の多様性を尊重し、国籍や人種、言語、性差、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもたちがともに学び、ともに育つ、共生社会の実現をめざす教育」が実際に行われているのか、調査検証が必要であると考えます。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者																																																																																																																																																																																																																																																																											
73	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (3) 特色のある教育 イ インクルーシブ教育	<p>2. 外国ルーツの子どもたちの学校現場におけるサポート</p> <p>1) 「共生社会の実現をめざす教育」は行われているのか 上記「人権問題に関する市民意識調査(調査結果報告書)」において、「受けたことがある差別や人権に関する教育の内容」についてのアンケートで、「外国人労働者とその家族の人権問題」については、わずか5%です。「教育大綱」で示されたことが、現場に落とし込んだ施策として展開されているのか。検証のための調査を行い、情報公開が必要だと考えます。</p> <p>2) 「配慮が必要な児童生徒への支援」は行われているのか また、文科省によって全市町村の教育委員会に対して隔年で行われるアンケート調査「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」の2023年度の川西市教育委員会による「日本語教育内容」についての回答を、周辺市も併せて表にすると</p> <table border="1" data-bbox="331 292 969 564"> <caption>指導内容【小学校】(校)</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="6">小学校</th> </tr> <tr> <th>サバイバル日本語</th> <th>日本語基礎</th> <th>技能別日本語</th> <th>日本語と教科の統合学習</th> <th>教科の補修</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>尼崎市</td><td>4</td><td>8</td><td>2</td><td>3</td><td>10</td><td>0</td></tr> <tr><td>西宮市</td><td>6</td><td>13</td><td>3</td><td>1</td><td>8</td><td>0</td></tr> <tr><td>芦屋市</td><td>3</td><td>4</td><td>3</td><td>3</td><td>5</td><td>1</td></tr> <tr><td>伊丹市</td><td>2</td><td>3</td><td>0</td><td>1</td><td>5</td><td>0</td></tr> <tr><td>宝塚市</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td><td>7</td><td>2</td></tr> <tr><td>三木市</td><td>7</td><td>9</td><td>5</td><td>7</td><td>8</td><td>0</td></tr> <tr><td>川西市</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>3</td><td>0</td></tr> <tr><td>三田市</td><td>3</td><td>4</td><td>0</td><td>2</td><td>4</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> <p>このようになってます。  <a href="https://www.e-stat.go.jp/statsearch/files?page=1&amp;layout=datalist&amp;toukei=00400305&amp;tstat=000001016761&amp;cycle=0&amp;tclass1=000001220961&amp;stat_infid=000040204766&amp;tclass2val=0">https://www.e-stat.go.jp/statsearch/files?page=1&amp;layout=datalist&amp;toukei=00400305&amp;tstat=000001016761&amp;cycle=0&amp;tclass1=000001220961&amp;stat_infid=000040204766&amp;tclass2val=0</a>  川西市において行われているのは「教科の補修」のみで、他市では活発に行われている「サバイバル日本語」「日本語基礎」「技能別日本語」「日本語と教科の統合学習」は全く行われていません。  また、「日本語指導の支援者」「母語支援員」の雇用もしくは登録の人数は以下の表の通りです。他市において雇用・登録が行われている「日本語指導の支援者」は、これも川西においては全く行われていません。</p> <table border="1" data-bbox="331 715 1086 1029"> <caption>「日本語指導の支援者」および「母語支援員」の雇用・登録人数</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">日本語指導の支援者</th> <th colspan="5">母語支援員</th> </tr> <tr> <th>常勤職員</th> <th>会計年度任用職員</th> <th>ボランティア</th> <th>他機関(団体等)からの派遣者</th> <th>その他</th> <th>常勤職員</th> <th>会計年度任用職員</th> <th>ボランティア</th> <th>他機関(団体等)からの派遣者</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>神戸市</td><td>2</td><td>59</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>105</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>尼崎市</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>30</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>西宮市</td><td>0</td><td>0</td><td>24</td><td>6</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>32</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>芦屋市</td><td>0</td><td>0</td><td>12</td><td>7</td><td>6</td><td>0</td><td>0</td><td>9</td><td>0</td><td>3</td></tr> <tr><td>伊丹市</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>12</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>宝塚市</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>19</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>43</td></tr> <tr><td>三木市</td><td>0</td><td>7</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>川西市</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>19</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>三田市</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>3</td></tr> </tbody> </table> <p>この体制で、教育大綱に言うところの「外国にルーツを持つ児童生徒が安心して生活や学習ができるよう、コミュニケーションの円滑化を図り、充実した学校生活を送ることができるよう、環境を整えることができる」と言えるでしょうか。  「多文化共生教育」の実施状況と併せて、「日本語指導の状況」についても、現場調査と、その結果の情報公開が必要だと考えます。さらに、「外国にルーツを持つ児童生徒が安心して生活や学習ができるよう、コミュニケーションの円滑化を図り、充実した学校生活を送ることができるように、環境を整える」ためには、なによりも児童生徒と日々直接接する担任、日本語指導員(そもそも配置されているのかも含め)への研修が必要なのは言うまでもありません。  しかし、この調査によって、それも行われていないことが明らかとなっています。</p> <table border="1" data-bbox="331 1168 958 1396"> <caption>在籍学級担任、日本語指導担当教員への研修</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="6">在籍学級担任、日本語指導担当教員への研修</th> </tr> <tr> <th>現状と施策</th> <th>受入れ体制</th> <th>心理、アイデンティティ</th> <th>日本語の指導方法</th> <th>現能力の把握</th> <th>その他</th> <th>実施していない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>神戸市</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td></tr> <tr><td>尼崎市</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td></tr> <tr><td>西宮市</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td></tr> <tr><td>芦屋市</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr> <tr><td>伊丹市</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td></tr> <tr><td>宝塚市</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr> <tr><td>三木市</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr> <tr><td>川西市</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p>「基本方針(案)」に言う「配慮や支援が必要な児童生徒に対して、本人の希望や特性に応じて必要な支援を行います。」という観点で、外国ルーツの児童生徒への支援はどうかということを見たとき、極めて課題が多いと言わざるを得ません。言葉だけ書くのではなく、学校現場における外国ルーツの児童生徒のサポートのための、教師研修、「日本語指導の支援者」の採用配置、「日本語と教科の統合学習」など実際の学習内容の現場教師による研究など、具体的な教育現場における展開の施策を示す必要があると考えます。</p>		小学校						サバイバル日本語	日本語基礎	技能別日本語	日本語と教科の統合学習	教科の補修	その他	尼崎市	4	8	2	3	10	0	西宮市	6	13	3	1	8	0	芦屋市	3	4	3	3	5	1	伊丹市	2	3	0	1	5	0	宝塚市	4	3	2	1	7	2	三木市	7	9	5	7	8	0	川西市	0	0	0	0	3	0	三田市	3	4	0	2	4	0		日本語指導の支援者					母語支援員					常勤職員	会計年度任用職員	ボランティア	他機関(団体等)からの派遣者	その他	常勤職員	会計年度任用職員	ボランティア	他機関(団体等)からの派遣者	その他	神戸市	2	59	0	0	0	0	105	0	0	0	尼崎市	0	0	0	0	0	0	0	30	0	0	西宮市	0	0	24	6	0	0	0	32	0	0	芦屋市	0	0	12	7	6	0	0	9	0	3	伊丹市	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	宝塚市	0	0	0	0	19	0	0	0	0	43	三木市	0	7	0	0	0	0	4	0	0	0	川西市	0	0	0	0	0	0	19	0	0	0	三田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		在籍学級担任、日本語指導担当教員への研修						現状と施策	受入れ体制	心理、アイデンティティ	日本語の指導方法	現能力の把握	その他	実施していない	神戸市	○	○	○	○	○	×	×	尼崎市	×	×	×	×	×	×	○	西宮市	×	×	×	×	×	×	○	芦屋市	○	○	○	○	○	○	×	伊丹市	×	×	×	×	×	×	○	宝塚市	○	○	○	×	×	×	×	三木市	×	○	×	○	×	×	×	川西市	×	×	×	×	×	×	○	<p>この基本方針は、今後のより良い教育環境作りに向け、特に学校規模に焦点を当てて作成したものですので、外国にルーツを持つ児童生徒に関する具体的な取組みについては、この方針には記載できませんが、ご意見として賜ります。引き続き、多文化共生サポーターや語学支援員の派遣等により、外国にルーツを持つ児童生徒が安心して生活や学習ができるよう、環境を整えて参ります。</p>	BB-2
	小学校																																																																																																																																																																																																																																																																														
	サバイバル日本語	日本語基礎	技能別日本語	日本語と教科の統合学習	教科の補修	その他																																																																																																																																																																																																																																																																									
尼崎市	4	8	2	3	10	0																																																																																																																																																																																																																																																																									
西宮市	6	13	3	1	8	0																																																																																																																																																																																																																																																																									
芦屋市	3	4	3	3	5	1																																																																																																																																																																																																																																																																									
伊丹市	2	3	0	1	5	0																																																																																																																																																																																																																																																																									
宝塚市	4	3	2	1	7	2																																																																																																																																																																																																																																																																									
三木市	7	9	5	7	8	0																																																																																																																																																																																																																																																																									
川西市	0	0	0	0	3	0																																																																																																																																																																																																																																																																									
三田市	3	4	0	2	4	0																																																																																																																																																																																																																																																																									
	日本語指導の支援者					母語支援員																																																																																																																																																																																																																																																																									
	常勤職員	会計年度任用職員	ボランティア	他機関(団体等)からの派遣者	その他	常勤職員	会計年度任用職員	ボランティア	他機関(団体等)からの派遣者	その他																																																																																																																																																																																																																																																																					
神戸市	2	59	0	0	0	0	105	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																					
尼崎市	0	0	0	0	0	0	0	30	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																					
西宮市	0	0	24	6	0	0	0	32	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																					
芦屋市	0	0	12	7	6	0	0	9	0	3																																																																																																																																																																																																																																																																					
伊丹市	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																					
宝塚市	0	0	0	0	19	0	0	0	0	43																																																																																																																																																																																																																																																																					
三木市	0	7	0	0	0	0	4	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																					
川西市	0	0	0	0	0	0	19	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																					
三田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3																																																																																																																																																																																																																																																																					
	在籍学級担任、日本語指導担当教員への研修																																																																																																																																																																																																																																																																														
	現状と施策	受入れ体制	心理、アイデンティティ	日本語の指導方法	現能力の把握	その他	実施していない																																																																																																																																																																																																																																																																								
神戸市	○	○	○	○	○	×	×																																																																																																																																																																																																																																																																								
尼崎市	×	×	×	×	×	×	○																																																																																																																																																																																																																																																																								
西宮市	×	×	×	×	×	×	○																																																																																																																																																																																																																																																																								
芦屋市	○	○	○	○	○	○	×																																																																																																																																																																																																																																																																								
伊丹市	×	×	×	×	×	×	○																																																																																																																																																																																																																																																																								
宝塚市	○	○	○	×	×	×	×																																																																																																																																																																																																																																																																								
三木市	×	○	×	○	×	×	×																																																																																																																																																																																																																																																																								
川西市	×	×	×	×	×	×	○																																																																																																																																																																																																																																																																								

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
74	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (3) 特色のある教育 イ  Inklusion教育	<p>3. 外国ルーツの児童生徒にとってのアーティキュレーションについて</p> <p>1) 市内における受入れ体制 今回の「基本方針(案)」においては、「小中一貫教育」の提案が大きな焦点だと思います。つまり義務教育における新たなアーティキュレーション(異なる教育段階の間の移行がスムーズに行われるための接続関係)の提案と見ることができます。外国ルーツの児童生徒の立場で見たとき、川西市における小中学校のアーティキュレーションの実態がどのようになっているか、まずはその検証が必要となってきます。外国ルーツの小学生が、中学校に進学するに際して、どのような引き継ぎ、および受入れ体制の構築準備が行われているのでしょうか。</p> <p>兵庫県教育委員会は「外国人児童生徒等のための受入れハンドブック」を作成し、市町組合教育委員会に、受入れ体制の整備を促しています。https://www.hyogo-c.ed.jp/mc-center/syuugaku/ukeire_handbook/ukeire_handbook.html 例えば、この中で、文科省による「外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント DLA」の活用が促されています。小学生に在籍する外国ルーツの児童に対して定期的に DLA が行われ、その結果を中学校進学時に引き継げば、サポート体制を組むにあたって有益な資料となります。しかし「2023 年度 日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」によれば、DLA の実施は 0 件です。(ちなみに、私たちは地域におけるサポートにおいて、必ず DLA を実施し、その児童生徒が通っている小中学校の担任とも共有しています。) https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm 外国ルーツの児童生徒が、市内の小中学校から中学校への進学に際して、どのような引き継ぎと受入れ体制の構築が行われているのでしょうか。兵庫県教育委員会の「外国人児童生徒等のための受入れハンドブック」に照らして検証し、改善が必要であれば、具体的に施策に落とし込む必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>2) 芦屋国際中等教育学校への進学 私たちが地域でサポートした小学生の多くが、芦屋国際中等教育学校に進学しています。この中高一貫の学校では「① 日本語や日本文化への理解が不十分な外国児童② 海外から帰国した児童」が、3 年以内に渡りしことを条件として受け入れられており、多くの外国ルーツの生徒が通う学校となっているところはよく知られているところです。そのような選択肢があることは、県下の外国ルーツの児童生徒のサポートの体制として大きな意味のあるところだと考えます。</p> <p>一方で、もしその選択が、地元川西では十分なサポートが受けられないためということが理由だとすれば、川西の学校教育における外国ルーツの児童生徒に対するサポートのあり方に、大きな問いを投げかけているものと見るべきではないでしょうか。「基本方針(案)」では、「通学距離・通学時間」の基準が提示され、中学校ではおおむね 6km 以内、通学時間はおおむね 1 時間以内とされていますが、川西能勢口駅から芦屋国際中等教育学校まで 14km 強、川西能勢口駅からでも、電車とバスを乗り継ぎ 1 時間以上かかり、通う生徒にとって大きな負担となっています。</p> <p>また「基本方針(案)」では、繰り返し学校と地域との関係の重要性が述べられていますが、芦屋国際中等教育学校に通う生徒は、地元との関係が切れてしまいます。現に、地域日本語教室に通っていた小学生が、芦屋国際中等教育学校に通うようになって来れなくなった人がいます。果たして、川西の学校教育は外国ルーツの子どもたちを地域で育てる環境を構築し得ているのか、検証が必要ではないのでしょうか。</p>	<p>この基本方針は、今後のより良い教育環境作りに向け、特に学校規模に焦点を当てて作成したものですので、「人権教育、多文化共生教育の推進」について、この方針には記載いたしません。ご意見として賜るとともに、教育大綱の着実な実施に向け、今後も取り組みます。</p>	BB-3
75	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (3) 特色のある教育 イ  Inklusion教育	<p>4. 政策に外国ルーツ住民の存在を反映させること</p>  <p>上記グラフは、この 5 年間の川西市の外国籍住民数の推移です。私は、教育委員会による「パートタイム会計年度任用職員(通訳)」として、市内小中学校に、外国ルーツの児童のサポートに行っていますが、川西市において唯一とも言えるこの施策においてすら、人員が不足しサポートが行き渡らない状況と聞いています。近隣他市と比較して率としてはまだ高いとは言えなくても、この傾向の中で、多文化共生の街川西を育てていくために、行政施策として何を準備するのか、今が、とても重要な局面だと考えます。「基本方針(案)」の「第3章 学校規模等に関する基本方針」&gt;「2 望ましい学校規模に向けた基準および方策」&gt;「(3) 特色のある教育」&gt;「イ Inklusion教育」に謳われている「人間の多様性を尊重し、国籍や人種、言語、性差、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもたちがともに学び、ともに育つ、共生社会の実現を目指す教育」および「配慮や支援が必要な児童生徒に対して、本人の希望や特性に応じて必要な支援を行う」と謳われていることが、とりわけ外国ルーツの児童生徒については、具体的にどのような施策計画を根拠としての記述なのかを明らかにされる必要があると考えます。</p>	<p>この基本方針は、今後のより良い教育環境作りに向け、特に学校規模に焦点を当てて作成したものですので、外国にルーツを持つ児童生徒に関する具体的な取組みについては、この方針には記載しませんが、ご意見として賜ります。引き続き、多文化共生サポーターや語学支援員の派遣等により、外国にルーツを持つ児童生徒が安心して生活や学習ができるよう、環境を整えて参ります。</p> <p>なお、外国にルーツを持つ児童生徒は、川西市のみならず、県全体で急増の傾向にあり、多文化共生サポーター(県費)・語学支援員(市費)とも、計画どおりの配置が困難な状況にあります。このため、市では、人的体制が整うまでの間、学校に対し翻訳機の貸出を行っておりますこと、申し添えます。</p>	BB-4
76	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (4) 望ましい学校規模に向けた留意事項	<p>円滑な移行に向けては計画段階からかなりの時間が必要になると考えます。学校目標や学校生活全般にかかわるきまり、学校行事のあり方など子ども、保護者、教職員に大きくかかわることを決めていかなければなりません。そのための十分な時間が必要となります。児童生徒への配慮をしていくためには、教職員への配慮も必要ではないでしょうか。</p> <p>年度をまたげば人事も関係してきます。学校現場ではしっかりと協議する時間が確保されるよう計画していく必要があると感じています。</p> <p>円滑な移行のためには、特に統合の前年度と1、2年目が重要となります。県からの統合校調整加配が統合後2年となっていますが、現場の教職員の負担軽減のためにも統合前の1年は市として加配の配置をお願いしたいです。</p>	<p>この基本方針は、川西市全体の方針を定めるものであり、統合等の具体案を示すものではないため、人員配置などの詳細な部分に関しては記載しておりません。今後、検討を進める際には、子どもたちにとってより良い教育環境を確保するために、国や県とも連携をしていきたいと考えています。</p>	AW-5
77	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (4) 望ましい学校規模に向けた留意事項 ア 児童生徒への配慮について	<p>児童生徒への真の配慮とは、こどもを権利の主体として認めこどもの権利条約第12条、こども基本法第11条にもとづくこどもの意見表明権を保障することではないですか。</p>	<p>一番の当事者であるこどもの意見を聞くことは大切だと考えております。「児童生徒への配慮について」に関しては、校区変更や統合等の方策を実施する際の留意事項として記載しているため、こどもの意見表明については記載しておりませんが、検討の対象となる学校が決まった場合には、児童生徒を含めて説明を行い、アンケートを実施するなどしてこどもの意見を聞いていきたいと考えています。</p>	A-12
78	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (4) 望ましい学校規模に向けた留意事項 エ 地域の中での学校の機能について	<p>統合等を検討する地域で学校が果たしている機能について、地域住民とともに整理していきますとしているが、「整理」とは何ですか。</p>	<p>整理とは、地域にとって必要な機能はどういったものかという考えや意見をまとめていくことです。</p> <p>学校は、避難所や住民交流の場など、様々な機能を併せ持っており、これらによる異なることがあります。そのため、統合等を検討する際には、対象地域の学校がどのように利用されているかを地域の皆さまとともに確認し、今後も必要とされる機能について検討していきたいと考えています。</p>	A-13
79	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (4) 望ましい学校規模に向けた留意事項 エ 地域の中での学校の機能について	<p>川西市では市内全校に学校運営協議会制度を導入しており、学校と地域との つながりを重要視しているため、コミュニティへの影響も含め、丁寧に協議するとしています。学校運営協議会を丁寧な協議の場にするのではなく、保護者、住民の意見を公正に反映できる協議の場を設けるべきではありませんか</p>	<p>「地域の中での学校の機能について」に関しては、校区変更や統合等の方策を実施する際の留意事項として、コミュニティへの影響を考慮することを記載しているものであり、検討の際に学校運営協議会との協議のみで決定すると定めているわけではありません。今後の学校のあり方を検討する際には、地域説明会を開催するなど、保護者や地域の皆さまへ説明し、どのように協議していくかも一緒に考えていきます。</p>	A-14

<参考>

※今回提出された意見で、氏名の記載がないなど、パブリックコメントの要件を満たしていない意見に関しては、「市の検討結果」作成の対象外となりますが、参考として以下のとおり、意見の内容のみを掲載します。

番号	意見の内容
1	<p>学校に通わせる保護者です また統合を話したんですね。何かあるんですか？どうしても跡地利用しての利権的な事が？ 過疎化を加速させるような事をする前にキセラ周辺ばかりに偏った税の使い方をせず人口を増加促進させる事をもっと努力するべきかと思ます せつかくの自然がある良い地形を利用することを考えるべきかと思ます。 統合にいたっては断固反対です！！ 教師の働き方改革に子供を巻き込む事をしないで下さい！ 子供は宝と言うだけの偽善的思考はやめて頂きたい</p>

# (仮称)川西市立学校のあり方基本方針(案)に係る 市議会意見と市の検討結果

## (仮称) 川西市立学校のあり方基本方針(案)に係る市議会意見と市の検討結果

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
1	全体	審議会では、学校規模についてをメインで議論し、基本方針を作成していました。来年度以降どのようにこの基本方針を運用されようと考えているのか教えてください。	パブリックコメントののち、今年度に方針を策定した後、継続して学年が単学級となっている学校については、地域や保護者と情報共有の場を設け、話し合いを進めていきたいと考えています。
2	全体	平成29年、30年で統廃合の話が白紙になりました。平成28年度時点での4校の推計と令和4年度の4校の児童数との差異はどのように認識していますか。	緑台小学校、陽明小学校は単学級が発生する見込みでしたが、現状では発生していません。小学校の場合、35人を上回るかどうかで学級数は変わってくるため、正確に推計するのは難しいと考えています。そのため、今後は推計ではなく実態を見ていく方針です。
3	全体	推計は難しく、特にどれだけ生まれてくるかを予測するのは難しいと思っています。今現在は、小学校・中学校で12000人程度います。今後、出生数は市内全体で1000人をきっていきま。単純に1学年800人で9学年と計算すると、市内全体で小中学生は7200人となり、学校の規模もそういう規模の学校になっていくと思われま。各学校の児童数の今後の推計はとれているのかを確認させてください。	次年度以降の教室配置や備品などを検討する資料として作成しています。推計は算出していますが、あくまで推計であるので、混乱を生じることがないように公表することは控えています。
4	全体	30年後を見据えて市政を進めていく市長の方針がありますが、30年後を見据えてどのようにしていくのですか。縮小ではなく、縮充していくような学校運営をしていっていただきたいと思いま。	統合等によって、施設の集約化を伴う大規模改修をする際には、現状を維持するだけでなく、多様な学びに対応できるような教室や校舎への環境整備も検討しま。
5	全体	望ましい学校規模や小中一貫教育などでは、主にメリットのみ記載されています。審議会ではメリットもデメリットも議論されています。この基本方針だけでは、情報が少なくてパブコメする側も意見表明しにくいのではないのでしょうか。市として意見表明しやすいようにどのようにしていくのでしょうか。	パブリックコメントのホームページにて、審議会での資料や議事録等を掲載しています。それを参考に意見をいただきたいと考えております。
6	全体	審議会ではわからない、居住している市民の意見が聞けるようにすべきだと思います。人数もグラフではよくわかりませ。ホームページを見て意見表明ができるかは疑問が残ります。パブコメをとるときに、住民が意見を述べやすいように審議会の資料などを集約しておく必要があると思いま。	ホームページに分かりやすい形で審議会の資料を掲載し、住民の皆さまが意見を述べやすいように努めま。
7	全体	学校のあり方というタイトルでは、市民の捉え方がいろいろ出てきてしま、学校規模以外の意見も出てしまうのではないかと思います。他自治体では「学校の適正配置・適正規模」のサブタイトルがついているため、何の方針かがわかりやすいです。タイトルは変更できないのでしょうか。	ご意見を踏まえ、市民の皆さまによりわかりやすい標題となるように「～望ましい学校規模を確保するために～」という副題を追記しま。
8	全体	本市は、市長も子どもを大切にするとおられており、こどもの参加条例もあるので、子どもとともに創る学校を考えていくべきです。新しい学校になるのであれば、アンケートだけでなく、どんな学校が良いのかということをごどもの意見をきいて進めてほしいです。	対象となっている保護者や地域の皆さまとの話し合いの際には、児童生徒を含めて説明を行い、アンケートを実施するなどして進めていきたいと考えています。意見の取り方や説明会の具体的な方法についても、保護者や地域の皆さまと相談しながら決めていきます。
9	全体	メインは子どもだと思っています。それから保護者、その先に地域があります。子どもたちにとって、どのような学びが良いか考えていただきたいです。また、広く地域の方の意見を吸い上げられるような体制作りをしていただきたいです。学校の統合を進めるにあたって、前回は行政が主導で進めてしまつて白紙になったという意見もありました。前回と同じ進め方をするしかないような気もしまつますが、今回は基本方針が定まった後、どのような進め方のイメージがあるのでしょうか。	この基本方針が決定後、対象となる保護者や地域の皆さまと情報共有の場を持ち、教育環境を整えるために話し合いを進めていきます。誰と話し合いをするのかなどの細かい点についても各地域の皆さまと決めていきます。その後、統合が決定した場合は、統合の進め方についても地域の方々と話し合い、どのような形が最適かを決めていきたいと考えています。
10	全体	全国学力状況調査では川西市は全国平均であり、見劣りはしていません。学力向上について川西市全体としてどう考えているのでしょうか。子育て世代に選ばれるまちとするためにも、この基本方針の中でも特色を指し示していただきたいです。	学校のあり方基本方針は今後のより良い教育環境作りに向けて、特に学校規模に焦点を当てて作成したものです。学力の向上に関しては、この方針には記載しておりませませんが、ご意見として賜り、検討させていただきます。
11	全体	学校のあり方審議会の構成はどのような構成ですか。	審議会は7名で構成されています。学識経験者が3名おり、そのうち2名が大学教授で、もう1名が神戸市の教育委員会の方です。あとは、子育て、幼児教育保育の専門であり、保護者でもある方が2名、校長会の代表として、小学校長1名、中学校長1名となっています。
12	全体	地域の代表の方が入らなかつたのはどのような理由でしょうか。	今回は、川西市全体の学校のあり方のルールとなる基本方針策定のため、特定の地域に限定したものではありません。そのため、学識経験者の立場で、まちづくりやコミュニティ専門の方を選出しております。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
13	全体	保護者代表でPTA連合の代表が入っていないのはなぜですか。	教育に限らず、様々な視点で議論を行いたいという思いから、子育て支援の活動などで幅広く活動されている実績を考慮し、2名の保護者を選出しました。PTAの形も変わってきているため、PTAの負担軽減などの観点から、あて職として依頼することはあまり適切ではないと考えています。
14	全体	審議会資料の小規模校や大規模校の懸念事項は一般論なのでしょうか。各校長が実態として書かれていることなのでしょうか。	審議会の中で代表校長が説明した資料については、各学校の現状を聞き取ってまとめたものであり、実態を反映した意見です。
15	全体	実態として、懸念事項が川西市の小規模校や大規模校にはあるということでしょうか。その実態に対応はしっかりできているのでしょうか。	各学校の工夫によって懸念事項については解決するように努力しています。
16	全体	工夫によって懸念事項に対応できるのであれば、急いで統廃合する必要はないのでしょうか。これに対する考え方を記載すべきだと感じます。	現在は、小規模校の教育は教員の努力や創意工夫によって、望ましい規模と遜色ない形で教育が実施されています。しかし、これには相当な努力が必要となるため、トラブルが生じた場合は、学校運営が厳しさを増す可能性もあると考えています。また、教員の努力があっても、クラス替えができないというリスクは避けられない状況となります。 望ましい規模になれば、教員のリスク対応のための工夫のエネルギーを別の教育活動に向けることができると考えています。
17	資料1	パブリックコメントで、意見提出時に名前や住所などを必須としているところが見られますが、個人情報の取得に関して、市として何か決まりごとを持っていますか。 個人情報の部分で、「個人情報は公開しません」「これ以外には使用しません」と書かれていたり、書かれていなかったりする部分があります。住民の中からは、個人情報保護の部分で、個人情報行政に渡った後に、どのように処理をされるのかや、そこまで個人情報を書かないといかないなら意見表明はしないという声を聞くこともあります。個人情報を得るときは目的を明らかにして、どんな処理をされているのかをしっかりと伝えていただきたいです。	パブリックコメントにおける意見提出時に住所及び氏名を記載することにつきましては、参画と協働のまちづくり推進条例施行規則第3条第2項第3号で規定しています。 また、以前は記載を求めている性別については、人権擁護の観点から見直しをおこなうなど、適時必要性を検討し見直しを行っています。 住所、氏名につきましては、川西市民であることの担保として、また一定の責任ある意見としてご提出をいただくために必要であると考えていますが、ご意見のとおり意見提出のハードルとなる部分もあるかと思えます。 パブリックコメント実施にあたっては、個人情報を公開することはございませんが、個人情報の取扱いをはじめ市民の皆さまが感じるハードルを減らすことができるよう取り組んで参りたいと思います。
18	資料1	パブリックコメントの公表方法は、ホームページや施設での回答となっています。川西市には公式SNSや学校ではミマモルメもあります。SNSやミマモルメでも周知するのかお聞かせください。	公式SNSやミマモルメを活用し、保護者や子どもから意見をいただけるようお知らせしていきたいと考えています。
19	資料1	資料1にSNSやミマモルメでの周知のことを書き加えるのは想定していないということですが、この周知方法はSNSやミマモルメが始まる前の形式だと思います。これまでの方法にこだわらず、公表方法に加えるべきだと思いますので、公表方法に加えることを検討してもらいたいです。	意見提出の対象となる案の公表方法につきましては、川西市意見提出手続実施要領におきまして、市ホームページと公民館等の指定する場所での閲覧及び貸出についてを規定しております。 なお、パブリックコメントの周知につきましては、従前よりSNSを活用しての周知を実施しており、SNSに記載したリンクを経由して市ホームページ上で公表内容をご覧いただくようにしております。 ミマモルメの活用も含め、今後も多くの市民の方に届くような周知の工夫をおこなって参りたいと思います。
20	第1章 はじめに 1 川西市立学校のあり方基本方針策定にあたって	「学校のあり方を検討する際、学校には避難所、住民交流の場など、地域にとって重要な機能をたくさん含んでいることを考慮しますが、『子どもの学びの場』としての学校の機能を第一に考えて検討を進めていきます。」とありますが、ハードとソフトを明確に切り離して考える必要があると思います。子どもの学びの場としてのソフト面、地域や保護者、生徒児童にとってのハード面は、両方大事だからこそ、前回と同じような姿勢でいったら停滞する懸念があります。「考慮します」の部分は、「認識する一方」とか、「認識するとともに」とかの表現が良いのではないのでしょうか。「子どもの学びを第一に」という表現も、「子どもの学びの場としての学校の機能に焦点を当て」程度の記載にするべきではないのでしょうか。 これから、学校運営のあり方が変化していく可能性もあります。そこをよく見ていかないと、時代にマッチしない建物になってしまう可能性もあると思います。	教育委員会としては、審議会の答申を尊重し、学校規模を検討する際には、まずは、子どもの学びの場という学校の機能を第一に検討していくという立場を明確にする必要があると考えています。
21	第1章 はじめに 2 川西市のめざす教育	1ページの2「川西市のめざす教育」の(1)「公教育の役割として社会的公平性を確保するとともに」という言葉があります。これは具体的にどういうことでしょうか。	教育大綱に記載している部分であります。教育を通じて公平・公正な社会を創っていくことが公教育の役割であり、保護者の経済状況や家庭状況によって将来が決定づけられないように、教育を推進していくという考えです。
22	第1章 はじめに 2 川西市のめざす教育	教育大綱の部分ですが、2川西市のめざす教育のE 学校運営をみんなで考える体制の構築に記載されているみんなとは誰のことですか。	教職員をはじめ、子ども、地域、保護者を想定しています。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
23	第2章 川西市の市立学校の現状 1 児童生徒数の推移	<p>教育大綱でも意見を言いましたが、公教育の部分、経済状況で差がつかないように、部活動の問題など様々なことで危惧することがあります。川西市の学力保障はどういうものなのか、公教育はどういうことか、インクルーシブ教育はどういう位置付けしていくのかをしっかりと示すべきだと思います。</p> <p>児童生徒数の推計は手元にあるとのことですが、公表するかしないかは別としてそれは大事な情報です。大和団地は世代交代が始まっています。大きく子どもたちの数が減った後、子どもたちが増えてきています。30年では語れません。40年50年で大型団地は考えていけないといけないと思います。北陵も30年たっているが、子どもの学校に上がる数が減ってきている。笹部のように何百件の単位で回復が進んでいく地域もあります。</p> <p>また、北陵は中学校が建ちませんでした。東谷中学校に電車やバス、自転車で通っています。川西市は南から北に細長い地形です。それぞれの地域動態を見て学校のあり方を考えて欲しいです。学級規模に関しては、国も動くようになっています。世界の学級規模は20から30人が主流となっています。学級規模が動く可能性があるということも考えて、早急に統廃合を進めて地域から学校がなくなるとまちづくりとして大変なことになると思います。</p> <p>よって、推計は5年、10年では語れないと思います。30年、40年単位で将来の推計をみているという理解でよろしいですか。</p>	<p>ご意見のとおり、長期的なスパンでまちづくりを考えることは非常に重要だと考えています。一方で、現在の子どもたちへの適切な対応をするためには、それぞれの時期に応じた対応が必要です。そのため、5年程度の見通しの中で判断をしていくことが大切だと考えています。</p>
24	第2章 川西市の市立学校の現状 2 学校施設の現状	<p>1970年時と現在は、小学校の児童数が同じ程度となっています。その当時は7校あり、現状は16校あります。現在の学校を単純に7校にするのは無理だと思うので計画をどのようにしていくのかは、公共施設の計画と連携していかないといけないと思います。</p> <p>公共施設の管理計画としての目標は減らしていくことであるが、今後9万㎡減らさないといけない状況です。そんな中で、約半分程度を学校教育施設がしているため、学校を減らしていく必要があると認識しています。そのあたりの関係性を教えて下さい。</p>	<p>公共施設管理計画については、学校のあり方とも情報共有しながら進めています。公共施設管理計画の中では、公共施設の延べ床面積を減少させる目標を定めており、学校も対象で4割程度をしめているため、減少していく施設の中の大きな要素となっています。ただしハード面だけで進めていくわけではありません。まずは、ソフト面として、学校のあり方を考えたいうえで、今後、改修や建て替えとなったときには、将来の人口等も考慮して、施設を今後検討していきたいと考えています。</p>
25	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (1) 望ましい学校規模	<p>学年担任制を実施している学校数は市内で何校ありますか。</p>	<p>小学校で2校実施しております。</p>
26	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (1) 望ましい学校規模	<p>なぜ学年担任制を導入したかということ、教員の確保が難しい面があったためだと思います。オの書き方によると、同学年に複数の教員が配置できるからという良いものに見えます。学年担任制にも、メリットデメリットがあるため、そこを含めて記載して欲しいです。川西市の小規模校、大規模校のそれぞれのメリットデメリットを把握していますか。</p>	<p>それぞれ学校規模に特徴があるため、それをつかみながら教育活動を実施しています。</p>
27	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (1) 望ましい学校規模	<p>「ウ クラス替えができ、毎年、環境を変えることができるため、人間関係に困難が生じたときも関係の再構築に繋げることができる。」とありますが、クラス替えによって、人間関係の困難が生じたときの解決ができるのか疑問です。クラス替えだけでは根本的解決できないのではないかと考えます。困難が出たときに、深刻になる前に解決すべきだと感じます。現在単学級のところも工夫によって解決できているのであれば、この書き方も違和感を感じます。</p>	<p>各学校では、児童生徒間の人間関係に困難が生じないよう、普段から様々な対応を行っています。しかし、それだけでは問題が解決しない場合もあります。その際に有効な手段の一つとして、クラス替えを実施できることを記載しています。</p>
28	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	<p>審議会で小中学校長から望ましい学級規模について議論されました。理由としては個別最適な学習、保護者のニーズなどであり、大変重要な議論でした。現場の教員が望ましい学級規模はこうだと示しているのに、基本方針には国の基準に準拠するとして、結論だけであります。すべてを書くのは難しいと認識していますが、学級規模は、望ましい学校規模の根本に関わる部分です。財政的な理由で国の基準からのスタートになると、はじめにかいてあるような子どもも第一に考えていく視点が薄まる感じがします。最終的には、結論の部分を書くとしても、川西市のめざす部分は、書いておいた方が良く感じるのでもう少し審議会の議論の部分も詳細に書いてもいいのではないのでしょうか。</p>	<p>ご指摘の通り、審議会の中では様々な意見が交わされました。しかし、最終的な方針をまとめる際にすべての議論を書き込むことは難しいため、結論の部分を記載しております。経緯を全て記載するのは困難ですが、ホームページでは基本方針に至るまでの経緯をできるだけわかりやすく資料を掲載するよう努めています。</p>
29	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	<p>校長会の方からは、本来は20～30人が望ましい学級規模だが、財政的な関係から国の基準の小学校35人、中学校40人という意見が出ていました。望ましい学級規模と国の基準とは乖離があり、川西市独自で実施するのは難しいという意見ですが、市単独でお金をだせば、少人数学級を実現することはできます。他の自治体では25人学級と決めて実施しているところもあります。できないわけではないと思います。その点についてはいかがでしょうか。</p>	<p>学校現場としてはクラスの人数が多すぎても少なすぎても支障があるため、20～30人程度が望ましいとの意見がありました。一方で、審議会の議論の結果、川西市独自で新たな基準を設けるのは教員確保の面などから難しいと考え、国の基準に準拠することが望ましいという意見になっております。</p> <p>なお、今後も国でも議論が行われると考えられるため、国の動向を注視していきます。</p>
30	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (3) 通学距離・通学時間	<p>隣接校区区選択希望制度を使用している子どもたちの数はどのような状況でしょうか。</p>	<p>隣接校区区選択希望制度は、隣接する学校を理由如何問わず希望出来る制度です。直近の令和7年度入学にかかる申請者数は、小学校で44名、中学校で53名の申請があり、中学校小学校それぞれ1校ずつ抽選が生じている状況ではあります。</p>

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
31	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (3) 通学距離・通学時間	通学距離などの配慮は明確にならないのですか。	隣接校区校選択希望制度は理由は問わないものとしています。一方で、就学校変更・区域外就学の手続きにおいて、小学校入学時及び転入時に限り、通学距離に関する項目を設けて対応しています。
32	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (3) 通学距離・通学時間	学校まで30分から40分と長い時間をかけて通わなければいけない子もいます。そのような子は、個別に対応していると思いますが、子どもたちの実態を見て、通学しやすい距離とルートを考えて、隣接校区校の制度も総括するべきだと思います。その通学への配慮を行えば、学級数が変わるのかもしれませんが。市としてはこのあたりは議論されていないのでしょうか。	本審議会では望ましい教育環境について学校規模、学級規模に焦点を当てて議論したので現行の校区に関して詳細な議論はしていません。ただ、隣接校区校選択希望制度については、校区審議会で制度検証しています。
33	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (3) 通学距離・通学時間	「通学が子どもたちの過度な負担にならないような配慮をします。」と記載がありますが、どのような配慮がなされるのか説明を開けば分かりますが、パブリックコメントをとるときに、記載が抽象的で市民が理解しにくいと思います。様々な配慮の例の記載があれば分かりやすいです。	置かれている状況によって様々な配慮が考えられるため、具体的な記載は難しいと考えています。実際に行っている例としては、遠距離通学への補助や公共交通での通学の許可などが考えられます。
34	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (3) 通学距離・通学時間	通学距離の配慮とありますが、黒川地域の交通費補助や公共交通機関等の使用を認めることは配慮とは思いません。通学補助を出すとか通学バスを運行するのが適切だと考えています。保護者の金銭的負担を減らすべきです。いつも国の基準の4キロ、6キロを引き合いに出しますが、これは最低ラインのため、もっと配慮をするべきです。教育基本法には、公教育をどう補償していくのか、地域によって配慮することなども明確に書かれています。近隣の市町では、統廃合の場合、交通費の補助やスクールバスを運用することも明確になっています。しかし、川西市では通学の配慮という言葉は使用しているが、具体的に議論がされていません。教育委員会として通学距離・通学時間への配慮として、通学費の補助やスクールバスの運用などの議論にはなっていないのでしょうか。	一定負担が生じている地域があるのは把握しています。ただし地域によって公共交通の有無などもあるので交通費補助などの個別具体的な対応を検討しているわけではありません。ただ、3章2(4)望ましい学校規模に向けた留意事項 ウ 登下校の部分に記載しているように、統合等によって通学距離や通学時間の負担が増える場合は、公共交通機関等の利用など、通学手段についても柔軟に検討が必要だと考えています。
35	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (1) 検討の基準	小規模校、大規模校の記載がないため、市民の方の認識のズレがないように6ページの部分に定義を記載して欲しいです。	ご意見を踏まえ、小規模校、大規模校の定義を追加します。
36	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (1) 検討の基準	小規模校に関しては対象校が地域や保護者と話し合い、統合等の方向性が明らかになることがわかりますが、大規模校は子どもたちが減っていくであろうからほっておくと読み取れます。この基本方針が、小規模ばかり強調されるように感じます。けやき坂や北陵のように、地域に中学校がなく、その生徒が通っている学校が大規模校になっているという現状があります。その現状も含めて、審議会では学校のあり方を議論しているのですか。	審議会の中では学校規模に焦点を当てて審議しています。また、ご指摘いただいた点についても議論しております。
37	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (2) 望ましい学校規模を実現するための方策	校区の変更や学校の統合について書かれており、パブリックコメントや対象となる地域や保護者の方への説明はすることはわかりましたが、当事者であり、最も影響をうける児童・生徒への説明や意見表明の場についてどう考えていますか。 小1から中3まで児童生徒の理解の幅もあり、地域によって違いもあります。単にアンケート調査を行うのではなく、向き合って意見を聞き、理解いただくよう進めたいです。これは、子どもの権利条約に影響を及ぼします。すべての子どもに意見を表明する権利が保障されています。ただ聞くのではなく、意見が尊重され、改善に向けて考慮するようにしてほいです。	対象となっている保護者や地域の皆さまとの話し合いの際には、児童生徒を含めて説明を行い、アンケートを実施するなどして進めていきたいと考えています。意見の取り方や説明会の具体的な方法についても、保護者や地域の皆さまと相談しながら決めていきます。
38	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (2) 望ましい学校規模を実現するための方策 ア 校区の変更	「校区を変更することによって、隣接する双方がそれぞれ望ましい学校規模となる場合は、校区の変更を検討します。」と記載がありますが、現時点で具体的な地域の想定があるのでしょうか。審議会では、川西市の校区や現状を見て、大規模校や小規模校になっていっている地域を見据えながら議論をした上で、審議会の意見としてまとめたものではないのでしょうか。校区の見直しがあるのかと思っている地区がどのあたりなのか教えていただきたいです。	具体的に川西市の中で想定している校区があるわけではありません。望ましい学校規模を実現するために、校区の線引きを変更することにより、両校がともに望ましい学校規模に近づく一つの方策として記載しています。 審議会では市内の学校の現状は説明していますが、望ましい教育環境を実現するためにどのような学校のあり方が良いのかを諮問しているため、具体的に特定の学校や地域についてどうしていくかという議論はしていません。
39	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (3) 特色のある教育	「小中一貫教育とは」「インクルーティブ教育とは」という主語がないため、主語を付けていただきたいです。	ご意見を踏まえ、「小中一貫教育とは、小・中学校がめざす子ども像を・・・」、「インクルーティブ教育とは、人間の多様性を尊重し、・・・」と記載を変更します。
40	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (3) 特色のある教育 ア 小中一貫教育	小中一貫教育は統合をする際に視野に入れて取り組んでいくものなのか、市内全体として小中一貫を進めていくのかどちらでしょうか。また、施設一体型の義務教育学校や小中一貫型小学校・中学校の導入を検討するとは、例えば小学校が統合されて小中一貫教育となると、小学校と中学校ともに施設を更新することも検討されているのでしょうか。	7ページに記載している通り、仮に統合の選択肢があるとすれば、それをきっかけにして様々な案が考えられるため、その一つの案としてハード面も含めて施設一体型の小中一貫教育の検討を進めていこうと考えています。全市的には小中連携教育を推進しているため、引き続きその取り組みを推進していきます。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
41	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (3) 特色のある教育 ア 小中一貫教育	「統合後の学校において、小中一貫教育の教育効果を期待できる場合、施設一体型の義務教育学校又は小中一貫小学校・中学校の導入を検討していきます。」とありますが、統合のある中学校区のみ小中一貫教育を進めていくのですか。小中一貫教育は効果があるとわかったら統合しない中学校区でも進めていくのかどちらですか。	地域によって学校規模や施設の立地が異なるため、一律で小中一貫教育を進めることは難しいと考えています。小中一貫教育に関しては教育課程の部分や教員の連携の部分で多くのメリットがありますが、施設面も密接に関係してきます。例えば、大規模校同士の小中一貫教育や施設分離型での小中一貫教育では、効果が限定的になると考えています。 したがって、統合等を機に施設一体型の小中一貫校が実現できるのであれば望ましいと考えています。まず、第一段階として、そのような学校ができれば、その教育効果を見ながら次のステップを検討していきたいと考えています。
42	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (3) 特色のある教育 ア 小中一貫教育	小中一貫教育を進める中学校区と現状の小中連携教育を実施していく中学校区があるということでは間違いはないでしょうか。	最終的には、市内全体で小中一貫教育を実施できればいいと考えていますが、学校規模などの状況を見ながら、段階的に検討していきます。
43	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (3) 特色のある教育 ア 小中一貫教育	「子どもたちの学習意欲や定着に合わせて学習内容の組替えを行い」というのは、個別で行うのでしょうか、クラス単位、学校全体で行うのでしょうか。	両方考えられると思いますが、ここで記載しているものは、学校全体での組替えをイメージしています。学年のカリキュラムを組む際に関係するので、学校単位で考えています。
44	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (3) 特色のある教育 ア 小中一貫教育	教員の確保について、小中一貫教育では小学校と中学校の両方の免許を持っていないといけなさと把握していますが、その場合、教員は確保はできるのか教えて下さい。	義務教育学校となった場合でも、現時点では、どちらかの免許しか持っていないでも指導可能なため、問題はありません。今後、変更される可能性もありますが、教職員の配置は県の役割であり、県下全域での調整になるため、教員確保は可能であると考えています。
45	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (3) 特色のある教育 イ インクルーシブ教育	「川西養護学校についても、在籍する児童生徒が、地域や他の小・中学校とつながり、日常的に交流しやすい教育環境の整備を進めます。」とありますが、小規模校の統廃合とからめて進めるのか、それとは別に、川西養護学校単体としているような学校とつながるために教育環境の整備をすすめるのか教えて下さい。	基本的には学校のあり方を考えていく際に、インクルーシブ教育の観点を大事にしていこうという趣旨での記載であります。個々具体的な話ではありません。 ここに記載しているのは、今後、望ましい学校規模を実現するための方策を検討する段階において、川西養護学校との交流をより進める形で検討できないかという趣旨で記載しています。
46	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (4) 望ましい学校規模に向けた留意事項 ア 児童生徒への配慮について	統合に向けての配慮事項の部分だと感じますが、大人が決めていく考え方のままだと感じます。子どもの意見表明に関しては別の条例の部分かもしれないですが、児童生徒への配慮についてという項目のため、大人から見た部分だけでなく、子どもの意見表明が大切なので、意見表明の部分も入れて記載した方がいいのではないのでしょうか。	対象となっている保護者や地域の皆さまとの話し合いの際には、児童生徒を含めて説明を行い、アンケートを実施するなどして進めていきたいと考えています。意見の取り方や説明会の具体的な方法についても、保護者や地域の皆さまと相談しながら決めていきます。
47	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (4) 望ましい学校規模に向けた留意事項 ウ 登下校について	第6回審議会資料の時にあった登下校の「安全」という言葉がなぜなくなったのでしょうか。登下校の安全は大事なことであるため、残すべきだと考えます。	審議会委員から登下校の負担への配慮についても記載して欲しいとの意見がありました。そのため、「統合等によって通学距離や通学時間の負担が増える場合は、公共交通機関等の利用など、通学手段についても柔軟に検討します。」と書き加え、標題としては安全面だけではないとなることから変更しています。なお、登下校の安全についての記載は、前回の資料と変更していません。
48	第4章 基本方針の見直しについて	基本方針の見直しについてですが、基本方針の期限はいつまでになるのでしょうか。	9ページに記載している通り教育大綱の改定に合わせて見直しを行っていきます。

令和7年1月9日  
教育委員会臨時会資料

【資料3】

令和7年1月22日  
議員協議会

# (仮称) 川西市立学校のあり方基本方針 (案)

## 修正対比表

項目	パブリックコメント時 ※ <del>————</del> ：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>————</u> ：今回追加となった部分	修正理由
表紙	(仮称) 川西市立学校のあり方基本方針(案)	(仮称) 川西市立学校のあり方基本方針(案) ～ <u>望ましい学校規模を確保するために</u> ～	ご意見を踏まえ、副題を追加しました。
4ページ 第3章 学校規模等 に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (1) 望ましい学校規模	学校では、単に教科等の知識や技能を習得 <del>させる</del> だけではなく、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付け <del>させる</del> ことが重要になります。	学校では、単に教科等の知識や技能を習得 <u>する</u> だけではなく、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付け <u>る</u> ことが重要になります。	文言整理するために修正しました。
6ページ 第3章 学校規模等 に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (1) 検討の基準		※5 <u>小規模校</u> <u>望ましい学校規模を下回る学校(小学校 1学年1学級、中学校 1学年3学級以下)</u> ※6 <u>大規模校</u> <u>望ましい学校規模を上回る学校(小学校 1学年4学級以上、中学校 1学年7学級以上)</u>	ご意見を踏まえ、定義を追加しました。 (7ページ※5自己有用感を※7に変更しています。)

項目	パブリックコメント時 ※ <u>          </u> ：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>          </u> ：今回追加となった部分	修正理由
<p>7ページ 第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (3) 特色のある教育</p>	<p>ア 小中一貫教育 小・中学校がめざす子ども像を共有し、9年間一貫した系統的な教育課程を編成することができる教育です。</p>	<p>ア 小中一貫教育 <u>小中一貫教育とは、</u>小・中学校がめざす子ども像を共有し、9年間一貫した系統的な教育課程を編成することができる教育です。</p>	<p>ご意見を踏まえ、追加しました。</p>
<p>8ページ 第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (3) 特色のある教育</p>	<p>イ インクルーシブ教育 人間の多様性を尊重し、国籍や人種、言語、性差、障がいの有無等にかかわらず、すべての子どもたちがともに学び、ともに育つ、共生社会の実現をめざす教育です。</p>	<p>イ インクルーシブ教育 <u>インクルーシブ教育とは、</u>人間の多様性を尊重し、国籍や人種、言語、性差、障がいの有無等にかかわらず、すべての子どもたちがともに学び、ともに育つ、共生社会の実現をめざす教育です。</p>	<p>ご意見を踏まえ、追加しました。</p>
<p>8ページ 第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (4) 望ましい学校規模に向けた留意事項</p>	<p>ウ 登下校について <del>統合等によって通学距離や通学時間の負担が増える場合は、公共交通機関等の利用など、通学手段について柔軟に検討します。</del>また、通学路の安全点検や安全対策を行うとともに、登下校時の危険箇所や交通ルールの確認など、安全教育を充実させます。</p>	<p>ウ 登下校について 統合等によって通学距離や通学時間が<u>他の学校と比べて過度な負担となる場合、状況に応じて公共交通機関の利用やスクールバスの導入など合理的な手法</u>を検討します。また、通学路の安全点検や安全対策を行うとともに、登下校時の危険箇所や交通ルールの確認など、安全教育を充実させます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、修正しました。</p>

令和7年1月9日  
教育委員会臨時会資料

【資料4】  
令和7年1月22日  
議員協議会

## (仮称) 川西市立学校のあり方基本方針 (案)

～望ましい学校規模を確保するために～

令和7年〇月

川西市教育委員会

## 目 次

第1章	はじめに	1
1	川西市立学校のあり方基本方針策定にあたって	1
2	川西市のめざす教育	1
第2章	川西市の市立学校の現状	2
1	児童生徒数の推移	2
2	学校施設の現状	3
第3章	学校規模等に関する基本方針	4
1	学校規模等に関する基準	4
(1)	望ましい学校規模	4
(2)	学級規模	5
(3)	通学距離・通学時間	5
2	望ましい学校規模に向けた基準および方策	6
(1)	検討の基準	6
(2)	望ましい学校規模を実現するための方策	6
(3)	特色のある教育	7
(4)	望ましい学校規模に向けた留意事項	8
第4章	基本方針の見直しについて	9

## 第1章 はじめに

### 1 川西市立学校のあり方基本方針策定にあたって

近年、人口減少や少子化を背景に、全国の小・中学校において児童生徒数や学級数が減少する学校の小規模化が進行しています。川西市においても同様に、小規模化が続く傾向にあります。

しかし、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえると、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいものと考えられます。

そこで、子どもたちの学びを保障し、質の高い教育を実現するために、令和6年5月から川西市立学校のあり方審議会において、今後のより良い教育環境づくりに向け、特に学校規模に焦点を当てて議論を重ね、この川西市立学校のあり方基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しました。

また、学校のあり方を検討する際、学校には避難所、住民交流の場など、地域にとって重要な機能をたくさん含んでいることを考慮しますが、「子どもの学びの場」としての学校の機能を第一に考えて検討を進めていきます。

### 2 川西市のめざす教育

川西市では、令和5年度に教育大綱を策定しました。教育大綱の三つの基本姿勢を

- (1) 「公教育の役割として社会的公平性を確保するとともに、質の高い教育を実現する」
- (2) 「主体的に学び続ける力をつける教育を実現する」
- (3) 「社会に参画する人材を育てる」

としています。

教育大綱の中で学校教育として、「すべての子どもたちに充実した学び、育ちを」と掲げており、これに沿って、それぞれの実現に向けて取り組んでいます。

- |                                     |
|-------------------------------------|
| ア 主体的な学びや育ちを習得できる環境の充実              |
| イ 互いの多様性を尊重し、つながりを大切にした協働的な学びや育ちの実現 |
| ウ とともに学び、ともに育つインクルーシブ教育の推進          |
| エ 学校運営をみんなで考える体制の構築                 |
| オ 子どもたちの学びや育ちを支える教職員の育成             |
| カ 新たな部活動環境の構築に向けた社会移行の実現            |
| キ 学級規模、学校規模を検討し、質の高い教育環境の整備         |
| ク 就学前教育保育施設と学校との連携の強化               |
| ケ 人権教育、多文化共生教育の推進                   |

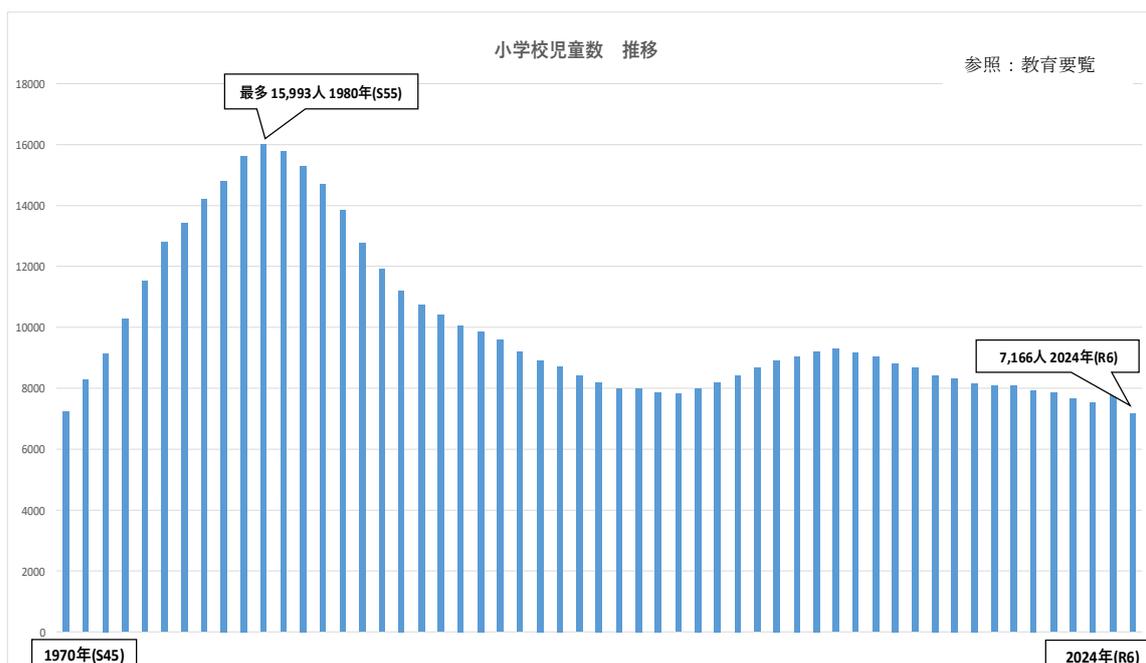
上記の項目である「キ 学級規模、学校規模を検討し、質の高い教育環境の整備」では、「子どもたちの学びを保障し、質の高い教育を実現するためには、集団で学び合う環境が必要です。そのため、子どもたちの学びにふさわしい、学級規模や学校規模を検討します。」としています。この取組みとして、本基本方針を策定するものです。

## 第2章 川西市の市立学校の現状

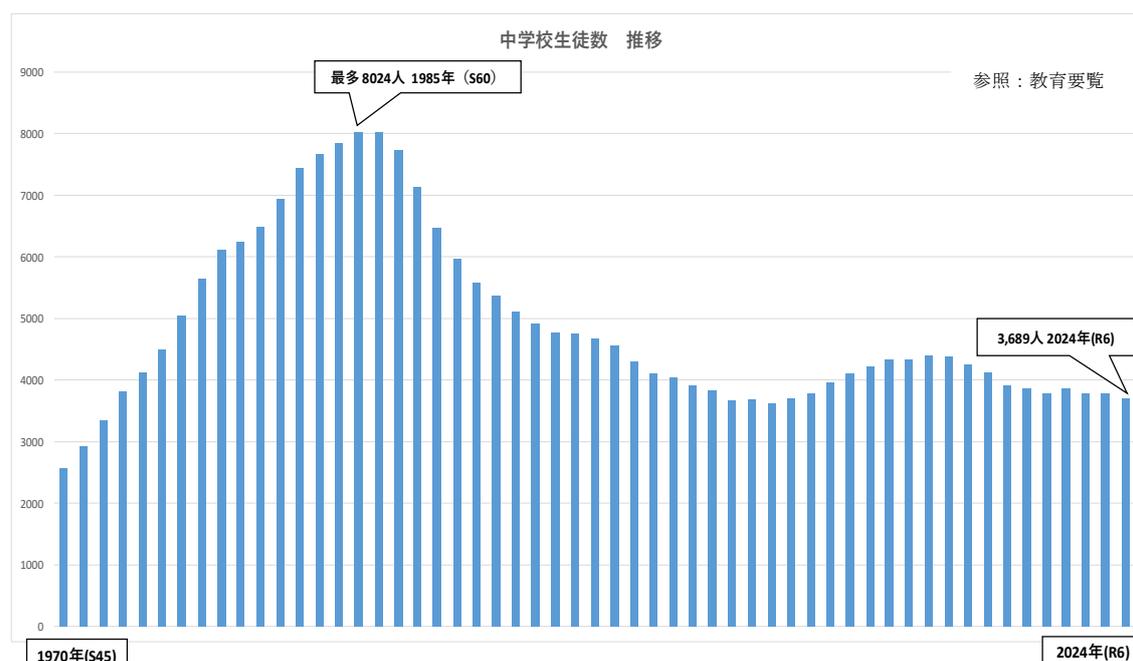
### 1 児童生徒数の推移

川西市の人口は、2009年（平成21年）をピークに減少に転じています。また、児童生徒数は、1980年頃（昭和55年）をピークに、その後、減少しています。川西市の将来人口推計では、今後も0～14歳の人口は減少する見込みであり、人口減少・少子高齢化が一層進行することが見込まれています。

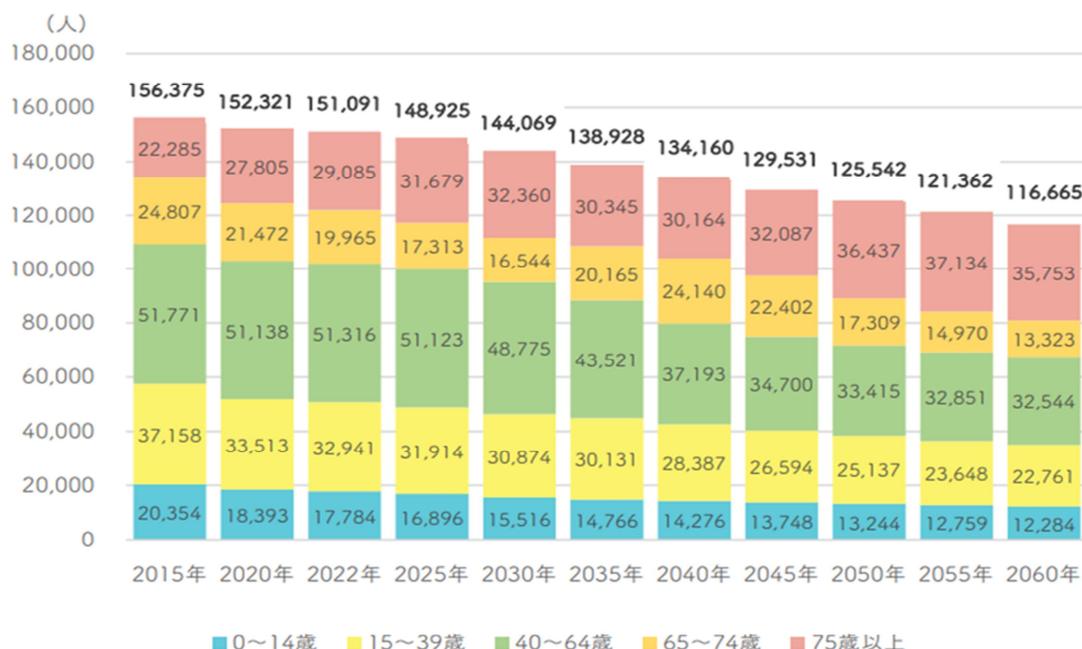
#### 〈小学校児童数推移〉



#### 〈中学校生徒数推移〉



## 〈川西市将来人口推計〉



資料：市人口推計報告書（令和4年（2022年））

## 2 学校施設の現状

学校数は、1969年（昭和44年）時点では、小学校7校、中学校4校でしたが、人口増加に伴い、学校数も増加しました。その後、加茂小学校と加茂西小学校との統合や黒川小学校の廃校もあり、現在は、小学校16校、中学校7校、特別支援学校1校となっています。

学校名	建築年度	学校名	建築年度	学校名	建築年度	学校名	建築年度
久代小	1968(S43)	多田小	1973(S48)	けやき坂小	1988(S63)	明峰中	1976(S51)
加茂小	1975(S50)	多田東小	1982(S57)	東谷小	1971(S46)	多田中	1970(S45)
川西小	1971(S46)	緑台小	1970(S45)	牧の台小	1972(S47)	緑台中	1978(S53)
桜が丘小	1971(S46)	陽明小	1974(S49)	北陵小	1986(S61)	清和台中	1974(S49)
川西北小	1971(S46)	清和台小	1970(S45)	川西南中	1960(S35)	東谷中	1970(S45)
明峰小	1975(S50)	清和台南小	1976(S51)	川西中	1964(S39)	川西養護	1977(S52)

学校施設については、築年数が経過し老朽化が進んでいます。川西市公共施設等総合管理計画では、学校施設の目標使用年数を60年から80年として、大規模改修や長寿命化改修を実施しながら施設の維持管理をしていくこととしています。

### 第3章 学校規模等に関する基本方針

#### 1 学校規模等に関する基準

##### (1) 望ましい学校規模

学校では、単に教科等の知識や技能を習得するだけでなく、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けることが重要になります。このため、小・中学校では一定の集団規模を確保することが望ましいと考えます。

また、望ましい学校規模を確保できると、学習や行事で、学級の枠を超えて課題設定やグループ形成ができることや、学年内での担任間の授業交換による教科指導等、多様な指導形態をとることができ、学校運営の工夫の幅を広げることができます。

これらの考えのもと、川西市において望ましい学校規模を以下のとおりとします。

**小学校 各学年 2～3 学級**

**中学校 各学年 4～6 学級**

- ア 児童生徒数が確保できるため、幅広い人間関係が構築でき、多様な考え方や選択肢が生まれ、切磋琢磨する機会が多くなる。
- イ 複数の教員の視点で子どもを見て、教員同士が相談や協力をしながら学年を安定的に運営できる。
- ウ クラス替えができ、毎年、環境を変えることができるため、人間関係に困難さが生じたときも関係の再構築に繋げることができる。
- エ 教員数を確保できることから、教員一人が受け持つ業務が軽減され、子どもと関わる時間が増える。
- オ 同学年に複数の教員が配置できることから、学年担任制<sup>※1</sup>や教科担任制など、さまざまな指導方法の工夫がしやすい。
- カ 中学校においては、免許外教科担任制度<sup>※2</sup>を活用する必要がなくなり、専門的な指導を受けることができる。
- キ 児童生徒数や教員数が多くなりすぎないため、児童生徒同士や教員との関係性が築きやすく、また、学校施設の使用に制限なく教育を実施できる。

#### 【参考：学校教育法施行規則 要旨】

小学校・中学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

※1 学年担任制

学級担任を固定せず、複数の教員が学年全体を担当する制度

※2 免許外教科担任制度

とりうる手段を尽くしてもある教科の免許状を保有する中学校、高等学校等の教員が採用できない場合の例外として、1 年以内の期間を限り、都道府県教育委員会の許可により、当該教科の免許状を有しない教員が当該教科の教授を担当するもの

〔参考：文部科学省 指針〕

## (2) 学級規模

川西市において学級規模の基準は国や県に準拠し、以下のとおりとします。

	1学級あたりの上限の人数
小学校	35人
中学校	40人

※法改正により令和7年度から、小学校の学級編制の標準は全学年35人

市独自に学級規模の基準を設けることは、市独自で新たな教員を確保しなければならず現実的に困難です。したがって、学級規模においては、国や県の基準を基本としながら、学習環境の充実や児童生徒の個別支援など、必要に応じて加配教員を配置することとします。

## (3) 通学距離・通学時間

川西市において通学距離・通学時間の基準は国や県に準拠し、以下のとおりとします。

	通学距離	通学時間
小学校	おおむね4km以内	おおむね1時間以内
中学校	おおむね6km以内	おおむね1時間以内

上記の基準を持ちつつ、高低差や学年等を考慮するなど、通学が子どもたちの過度な負担にならないような配慮をします。

### 《通学に関する現在の取組みについて》

川西市としては、通学距離などへの配慮から、隣接校区校選択希望制度<sup>※3</sup>を運用しています。校区をなくす自由校区制度に関しては、全国の先行事例で課題となっていた、「人気校」「不人気校」の二極化などによる問題が生じることや、学校運営協議会制度<sup>※4</sup>による各地域のコミュニティと学校とのつながりに配慮することが重要であるため、導入していません。

※3 隣接校区校選択希望制度

校区による学校の指定以外に一定の条件のもと、保護者や子どもの希望により隣接する校区の学校への入学希望を認める制度

※4 学校運営協議会制度

学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」への転換を図るための有効な仕組み

[参考：文部科学省 ホームページ]

## 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策

### (1) 検討の基準

望ましい学校規模を満たさない状況となった場合、今後の教育環境について検討していきます。

#### ア 小規模校<sup>※5</sup>について

川西市の将来人口推計から考えると、今後、小規模校はより小規模化が進むと予測され、また全体に占めるその割合も増加する可能性があります。

今後、継続して学年が単学級となった場合は、教育委員会が地域や保護者との情報共有の場を持ちます。そのうえで、より良い教育環境をめざし、望ましい学校規模を実現するため、統合を含めて話し合いを進めていきます。

なお、継続して学年が単学級となっていない小規模校においても、各学校は学校行事や指導方法を工夫するなど、より良い教育環境となるように努めます。

#### イ 大規模校<sup>※6</sup>について

川西市の将来人口推計から考えると、今後、大規模校においても児童生徒数は減少することが予測されるため、望ましい学校規模を実現するための方策については検討せず、長期的な視野に立って、学校運営の状況を注視しつつ、各学校は状況に応じた取り組みを行います。

### (2) 望ましい学校規模を実現するための方策

望ましい学校規模を実現するための方策としては、「校区の変更」と「学校の統合」があります。

#### ア 校区の変更

校区を変更することによって、隣接する双方が、それぞれ望ましい学校規模となる場合は、校区の変更を検討します。

#### イ 学校の統合

統合することにより、望ましい学校規模を維持できると見通せる場合は、学校の統合を検討します。その際、地域の実情に基づき、次項に示した特色のある教育の推進についても併せて検討することとします。

---

※5小規模校

望ましい学校規模を下回る学校（小学校 1学年1学級、中学校 1学年3学級以下）

※6大規模校

望ましい学校規模を上回る学校（小学校 1学年4学級以上、中学校 1学年7学級以上）

### (3) 特色のある教育

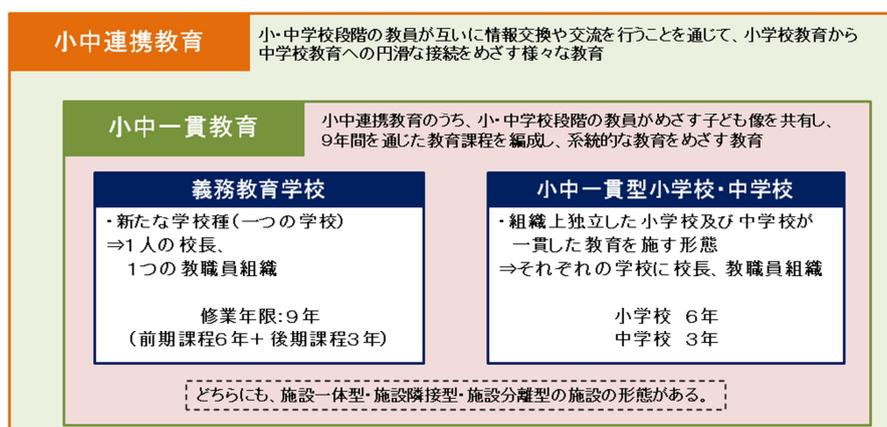
望ましい学校規模を実現する方策を検討・実施する際に、今後の学校教育を充実させるために検討することを、下記の項目にまとめています。

#### ア 小中一貫教育

小中一貫教育とは、小・中学校がめざす子ども像を共有し、9年間一貫した系統的な教育課程を編成することができる教育です。これにより子どもたちや地域の実情に合わせた特色ある教科や特に強化・充実を図った教科などを設定するなど学校独自の特色ある教育課程を編成することができます。また、子どもたちの学習意欲や定着に合わせて学習内容の組替えを行い、中学校で学ぶ内容の一部を小学校教育課程と関連付けながら先行して学ぶことや、中学校教育課程で小学校の学び直しをすること、教科の専門性の高い中学校の教員が小学校で授業するなど、柔軟なカリキュラムを編成することも可能となります。

くわえて、小学校1年生から中学校3年生と一緒に過ごすため、下級生が身近な上級生を学びのモデルとして、目標を持つことができます。これにより、小学生は将来の自分像を具体的にイメージすることができるとともに、上級生は下級生と関わることで、思いやりを持つ機会が増え自己有用感<sup>※7</sup>が高まることなどにつながります。

小中一貫教育は大きく分類すると、「義務教育学校」と「小中一貫型小学校・中学校」の2つの形があります。(下図参照) いずれの形式にせよ、統合後の学校において、小中一貫教育の教育効果を期待できる場合、施設一体型の義務教育学校又は小中一貫型小学校・中学校の導入を検討していきます。



[参考：文部科学省 小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引]

※7 自己有用感

人の役に立った、人から感謝された、人から認められた、という感情。自分と他者(集団や社会)との関係を自他共に肯定的に受け入れられることで生まれる、自己に対する肯定的な評価 [参考：国立教育政策研究所 生徒指導リーフ]

## イ インクルーシブ教育

インクルーシブ教育とは、人間の多様性を尊重し、国籍や人種、言語、性差、障がいの有無等にかかわらず、すべての子どもたちがともに学び、ともに育つ、共生社会の実現をめざす教育です。配慮や支援が必要な児童生徒に対して、本人の希望や特性に応じて必要な支援を行います。

また、多様な人々がともに学び、ともに育つことは子どもたちの成長や相互理解につながるため、すべての子どもたちがともに学べる教育環境をめざします。

川西養護学校についても、在籍する児童生徒が、地域や他の小・中学校とつながり、日常的に交流しやすい教育環境の整備を進めます。

## (4) 望ましい学校規模に向けた留意事項

### ア 児童生徒への配慮について

統合等望ましい学校規模を検討・実施する際には、児童生徒の教育環境、教職員との関係等が大きく変化するため、児童生徒及び教職員の不安ができる限り軽減するよう、対象校同士の交流の機会を持つなど新たな学校生活に円滑に移行できるように配慮します。

### イ 施設の集約化について

統合等によって、施設の集約化を伴う大規模改修をする際には、現状を維持するだけでなく、オンライン教育やインクルーシブ教育、子ども主体の学びの推進などの観点等、多様な学びに対応できるような教室や校舎へ環境を変化させていくことも検討します。

### ウ 登下校について

統合等によって通学距離や通学時間が他の学校と比べて過度な負担となる場合、状況に応じて公共交通機関の利用やスクールバスの導入など合理的な手法を検討します。

また、通学路の安全点検や安全対策を行うとともに、登下校時の危険箇所や交通ルールの確認など、安全教育を充実させます。

### エ 地域の中での学校の機能について

学校は、様々な機能を併せ持っています。教育の観点から見ると、子どもたちが学校生活を過ごす「子どもの学びの場」ですが、それ以外にも、避難所、住民交流の場など、地域にとって重要な機能を含んでいます。そのため、統合等を検討する地域で学校が果たしている機能について地域住民とともに整理していきます。

また、川西市では市内全校で学校運営協議会制度を導入しており、学校と地域とのつながりを重要視しているため、コミュニティへの影響も含め、丁寧に協議する必要があります。

#### オ オンラインを活用した教育について

望ましい学校規模を満たさない学校において、他校と交流をし、多様な考え方に触れる機会を補完するツールとして、オンライン教育は一定の効果があるものと考えます。

一方で、対面で友達や教職員と直接触れあう学校生活は子どもの成長にとって今後ますます重要になっていくと考えられます。そのため、すべての学校教育を補完することはできませんが、今後もオンラインを積極的に活用し、子どもたちの学びを保障します。

#### カ 跡地の利用について

統合等を検討する際、跡地の利用については、市長事務部局に対して、これからのまちづくりにとって有効な活用方法となるよう、地域住民と丁寧に話し合いを進めていくことを求めています。

### 第4章 基本方針の見直しについて

基本方針は教育大綱の改訂時期にあわせて見直していきます。

なお、国や県における教育制度の変更や社会情勢の変化、学校規模などに関する新たな課題の発生等があれば、教育大綱の改訂時期に関わらず、必要に応じて見直しを図ることとします。